

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成29年10月 5日（木）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 7時59分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	山田委員長、斉藤副委員長、安斎・酒井（隆裕）・濱本・ 佐々木各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、総務・財政・教育各部長、 消防長、会計管理者、監査委員事務局長 ほか関係理事者 (選挙管理委員会事務局長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に酒井隆裕委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「組織改革について」

○（総務）組織改革担当次長

組織改革の進捗状況について、説明いたします。

今回の説明は、現時点で報告できるものを新旧組織図に基づき作成しております。

初めに、組織改革の目的であります、これは組織改革基本方針より 3 点示しております。1 点目、社会情勢の変化や新たな行政課題に迅速に対応するための組織づくり。2 点目以降は、記載のとおりとなっております。

次に、括弧書きの理由についてですが、過去 2 回の組織改革は財政再建を目的としておりましたが、近年多様化する市民ニーズや社会情勢の変化などの課題に対し、さらなる組織体制の見直しが急務となっていることを理由としております。

次に、主な改正点については 4 点あります。いずれも、部の編成に係るもので第 4 回定例会で提案予定である事務分掌条例に関連する項目となっております。

1 点目、医療保険部の廃止については、介護保険課所管の介護予防事業と認知症対策は福祉部地域福祉課の業務と重複していること。こども・ひとり親医療については、手続が児童手当と重複しており、市民サービスの観点から見直しを進めます。2 ページ目、国保年金課・保険収納課の受け皿については、将来的な福祉行政を見据えた上で受け皿を福祉部とし、最終的に医療保険部を廃止いたします。

次に、（仮称）こども未来部の新設については、各部に分散する子育て施策の①から④までを集約し、将来的な子育て施策の重要性を考え、子供関連施策を担う（仮称）こども未来部を新設することといたしました。

3 ページ目、福祉部の再編についてですが、福祉・医療・介護の連携を目的とした地域包括ケアを見据えた組織体制に再編し、名称を福祉部から（仮称）福祉保険部に変更することを考えております。

次に、港湾部の復活につきましては、まず、石狩湾新港業務（母体協議、後背地、簡易水道）の全てを受け入れ、小樽港の老朽化対策と港湾計画改訂作業の再開を目指し、さらにフェリー航路やクルーズ客船誘致など、政策的判断などを適切に行うため、平成 30 年度の組織改革を機に部に昇格させたいと考えております。

次に、4 ページ目、各部ごとの主な組織体制についてです。初めに総務部ですが、新幹線・高速道路推進室を公共交通を担当する建設部に移管いたします。

次に、産業港湾部は、港湾室が独立する関係で部の名称を（仮称）観光経済部に変更する予定となっております。

次に、生活環境部については、NPO 関連や市民協働によるまちづくり推進業務を担う（仮称）市民協働推進課を新設いたします。

次に、6 ページ目、医療保険部ですが、医療保険部については廃止となります。

その下、（仮称）こども未来部については、業務集約がありますので、（仮称）こどもサービス課を新設して対応いたします。

次に、7 ページ目、福祉部の再編についてですが、医療保険部の受け皿として記載の体制で再編いたします。

最後に、8 ページになりますが、保健所については、（仮称）健康推進室を新設し、市町村の独自業務である健康づくりの取り組みを推進いたします。

次に、建設部については、総務部から新幹線・高速道路推進室を受け入れ、（仮称）新幹線・公共交通推進室を

新設するとともに、陸上交通を一元化し、多様化する交通政策や総合的なまちづくり政策に一体的に推進できる組織体制といたします。

次に、消防本部については、組織を再編し、指揮命令を明確にし、教育部については、記載の業務を移管することにしております。

説明は以上となりますが、今後引き続き各部と協議をしていく中で、一つの項目を変えますと他に影響してくることも考えられますので、今後変更があり得ますことの御理解をお願いいたします。

○委員長

「次期総合計画策定について」

○（総務）企画政策室品川主幹

次期総合計画策定に係る経過について、資料に基づき報告いたします。

1 点目は、市民参加についてです。

まず、子ども会議です。7 月 15 日に 24 名の中学生が参加し、小樽のよいところ・好きなところ、10 年後、こんなまちになってほしいというテーマで意見交換を行いました。主な意見は記載のとおりです。

次に、小樽市民会議 100 についてです。第 1 回は 79 名、第 2 回は 60 名、第 3 回は 53 名が参加し、講演やグループワークを行いました。1 枚おめくりください。これまでの主な意見ですが、第 1 回は、小樽の強みや魅力、解決すべき課題を話し合い、第 2 回から第 3 回にかけては、これらを踏まえて実現したい取り組みやまちのイメージについて、テーマごとに話し合いました。主な意見は記載のとおりです。なお、9 月 23 日の第 4 回は 45 名が参加し、引き続き実現したい取り組みの検討を行いました。第 5 回では、まとめを行う予定です。なお、これらの意見は今後計画の原案の検討材料としてまいります。1 枚おめくりください。

2 点目は、次期総合計画の構成案についてです。これは、次期総合計画の政策体系のイメージ図です。将来都市像を実現するために、分野別の政策として六つのテーマを設定し、分野横断的に取り組むべき最重要課題として、人口減少・少子高齢化への対応を横ぐしであらわしています。また、これらの政策を推進するための市政運営の基本姿勢を土台に位置づけ、その下に記載しているのが、土地利用や地区別の視点で今後の方向を示す、土地利用・地区別発展方向で、これらを主な構成要素とする予定です。

なお、分野別の政策では、第 6 次総合計画の五つのテーマをもとに、人口とも関連が深く、重要度が増したと考えられる子供・子育て関係の施策をまとめて一つのテーマとし、六つのテーマとするものです。今後、この構成案に基づき、職員によるワーキンググループを立ち上げ、市民意見も踏まえながら、計画案の作成作業に入る予定です。1 枚おめくりください。

3 点目は、総合計画審議会の委員構成についてです。考え方としましては、市民参加の充実、まちづくりに関する知識・経験、多様な視点という観点で、小樽市総合的な計画の策定等に関する条例第 6 条第 2 項の各号の人数を、おおむね表のとおりとし、10 月までに委員を選定し、11 月に審議会を設置する予定です。

○委員長

「新・市民プール整備調査事業に係る他都市視察結果の概要について」

「国立小樽海上技術学校の存続を求める要望について」

○（総務）企画政策室尾作主幹

新・市民プール整備調査事業に係る他都市視察結果の概要につきまして、資料に基づき報告いたします。

まず、このたびの視察目的であります。新・市民プールの整備方針の具体化に向けて、他都市におけるプールを含む複合施設の整備手法を参考とするため、道内及び道外へ視察することといたしました。

次に、視察した施設であります。道内につきましては、7 月 25 日に苫小牧市沼ノ端スポーツセンターと伊達市総合体育館あかつきの 2 カ所を視察してまいりました。また、プール機能はありませんが、後志管内で本年度開館

した黒松内町総合体育館につきましても、最新の体育施設の参考となると考え、7月27日に別途視察してまいりました。道外につきましては、8月8日から8月9日にかけては、葛飾区水元総合スポーツセンター、墨田区総合体育館、川崎市多摩スポーツセンター、三鷹中央防災公園・元気創造プラザの4カ所を視察してまいりました。

次に、視察施設の選定方法であります。道内におきましては、プールを含む複合施設のうち、近年建設された2施設を選定し、道外におきましては、道内に事例のない重層型施設と併設型施設、またPFI手法で建設・運営されている施設。そして、プールと体育館以外の施設も複合した施設のうち、近年建設されている4施設を選定いたしました。

次に、視察職員ですが、道内におきましては、総務部企画政策室から2名と教育委員会教育部生涯スポーツ課から3名の計5名で、また、道外におきましては、企画政策室2名と生涯スポーツ課1名の計3名で視察してまいりました。

次に、視察施設の状況であります。道内の施設分につきましては資料①、道外の施設分につきましては資料②として、別途添付しております。視察では、視察先選定理由や立地、施設形態、設備の特徴などの施設概要と、プールと体育館、その他複合している施設の主な機能、建設に至るまでの経緯、開館後の利用状況や利用促進策などにつきまして、直接担当の方から話を伺い、また施設を見学させていただいた内容を整理いたしました。

1枚目に戻っていただきまして、次に、視察のポイントであります。道内及び道外におけるプールを含む複合施設を実際に見聞きて、今後の整備方針の具体化の参考となり得るポイントを資料①、②から抜き出しましたので、説明いたします。

プール設備につきましては、メインプールは全ての施設で25メートルですが、別に健康増進用の歩行プールや幼児プールの設置により利用促進を図る施設がありました。また、公認プールとするか否かの検討において、住民の健康増進が主目的なのか、大会等の競技活動を優先するのかについて明確にした施設がありました。

建設場所につきましては、視察した複合施設全てが公園内もしくは公園に隣接する敷地を活用しておりました。また、特に災害対策として、公園を防災公園と位置づけ、災害時に施設を防災拠点として活用できる整備を行っている施設もありました。また、重層型・併設型の形態や施設規模につきましては、当該敷地の法的な建蔽率や高さ制限等を考慮した中で、必要な機能をおさめる形態を選択していました。

施設形態につきましては、プールと体育館の複合は、社会体育施設の集約でありまして、利用者の健康増進等の観点からも使いやすいメリットがありました。また、三鷹市のように体育館以外の施設を複合した場合につきましては、メリットとしまして、非耐震の施設をまとめて解消できる。会議室等の共用等によりまして施設のコンパクト化が図られる。分野を超えた交流の創出や事業連携の強化ができる等が期待できることがわかりました。

また、建設や維持に係る財政負担を軽減するため、国からの補助金や起債、PFI事業の採否を検討しておりますが、PFI事業の採用につきましては、施設の老朽化を早期に解消するため採用しなかった施設と、手続には時間を要しますが将来的に財政効果が見込まれると判断し採用した施設がありまして、自治体により考え方は異なっております。

建設に当たりましては、市民や関係団体で構成する検討委員会で基本計画案を検討しているほか、地域説明会や街角説明会など、住民への意見反映の機会の確保や説明に努めていました。

最後に、今後の進め方ですが、本施設内容につきましては、8月30日に開催しました庁内の新・市民プール整備検討会議で報告いたしまして、情報の共有を図ったところでありますが、これまでの庁内会議の議論のほか、本視察内容等も参考としながら、本年度中に施設形態や建設場所などの方向性を示しできるよう、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、国立小樽海上技術学校の存続を求める要望につきまして報告させていただきます。

本件につきましては、先日の代表質問、一般質問、予算特別委員会等でも答弁させていただいておりますが、8

月31日に国土交通省及び独立行政法人海技教育機構に対して、市長が市議会議長及び商工会議所会頭とともに、要望書を手交してまいりました。

こちらからは、同校の入学志望者が減少している状況ではなく、依然として需要が高い中、建てかえの財源的な理由で廃止を検討することは到底容認できないことを訴えてまいりました。

また、相手方からは、財務省から示された同機構における教育訓練経費に関する調査結果に基づき、財政的な観点から老朽化が進み、耐震性も低い同校の将来を検討する必要がある一方で、船員養成機関として、船員を志望する子供たちの教育環境をどうするのかという観点からの検討も重要であると認識していること。また、その検討に当たりましては、地域の考えを直接聞くことが重要であり、互いの接点を見出せるような案を考えられるかどうか、地元からも提案いただき、今後引き続き協議してまいりたいなどのお話をいただいたところであります。

その後、9月13日に国土交通省及び海技教育機構の職員が、協議のために本市を訪れておりまして、来庁した方からは、老朽化した学校施設の建てかえ費用とその運用費用が課題であり、本市からの支援策についてどのようなことができるのか協議を進めたいなどのお話がありました。

今後につきましては、存続に向けてのさまざまな可能性や課題等を洗い出すとともに、市としてどのような方策ができるのか、市議会や商工会議所と情報を共有しながら、国土交通省及び海技教育機構と協議を進めてまいりたいと考えております。

○委員長

「平成30年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求（案）について」

「石狩湾新港周辺地域再生可能エネルギー等の計画について」

「平成29年第2回石狩湾新港管理組合議会について」

「平成29年第2回石狩西部広域水道企業団議会について」

○（総務）企画政策室佐藤主幹

配付資料に基づきまして、説明させていただきます。

平成30年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求（案）につきましては、石狩湾新港管理組合より事前に協議を受けているところであります。資料の1枚目は、29年度配分額、30年度要求額（案）を事業・施設名ごとに比較した表で、2枚目は箇所図でありますので、あわせてごらんください。

最初に、国直轄事業の①北防波堤ですが、港内の静穏度を確保するため、既設の防波堤を延伸する継続事業で、30年度は事業費20億円で地盤改良、ケーソン製作などの工事を予定しております。

次に、②泊地（－10m）は貨物船の、泊地（－3m）は漁船の安全な荷役、係留を確保するため、継続してしゅんせつを行うもので、30年度はともに事業費2,100万円を予定しております。

次に、④樽川1号岸壁は、長寿命化計画に基づき岸壁の補修を行うもので、新規事業として事業費3,000万円を予定しております。

次に、⑤西・樽川ふ頭線は、交通の円滑化を図るため、道路整備を行う継続事業として、30年度は事業費1億円を予定しております。

次に、⑥上屋ほかは、農水産物の輸出増加に対応するための継続事業で、30年度はリーファー電源の整備として、9,000万円を予定しております。

次に、⑦コンテナヤードは、既設ヤードの狭隘化解消のため、継続してヤードの整備を行うもので、30年度は照明工で事業費1億円を予定しております。

最後に、⑧荷役機械は、コンテナ貨物増への対応や、既設機械の故障・事故等による危険回避のため、機械を1基増設する継続事業で、30年度は基礎工4億円を予定しております。

これら八つの事業を合わせ、全体事業費27億6,200万円。管理者負担として9億4,800万円の要求額で国との協議

を進めたいというものであります。

また、29年度配分額は、国直轄事業として、表の下段に示した二つで事業費20億円の予算要求をしましたが、結果として、航路しゅんせつの6億8,880万円となったため、全体としては、事業費14億8,980万円。管理者負担8億7,972万円になっております。

なお、本件につきましては、小樽港湾振興会及び小樽商工会議所に説明し、意見照会を行い、それぞれ意見がない旨の回答がありました。市としては、これを踏まえ検討した結果、本件の同意をいたしたいと考えております。

続きまして、石狩湾新港周辺地域の再生可能エネルギー等の計画につきましては、資料の3枚目となりますが、昨年の第3回定例会の報告内容から進捗した内容を赤書きで記載しており、これを中心に説明させていただきます。

まず、同地域においては、現時点で四つの風力発電事業の計画工事が進められておりますが、図面の左下赤丸で示しているエコ・パワー株式会社の事業計画は、本年度中には工事を完了し、運転開始する予定とのことであります。

次に、その上の銭函ウインドファーム合同会社、右側の株式会社市民風力発電は、環境影響評価の評価書の手続を終え、今年度から工事を開始、30年度末には工事を終了し、運転開始の予定とのことであります。

次に、緑色の丸で示している洋上風力発電は、評価書の作成に向け、準備書を進めていると聞いております。

次に、その下の青丸の部分ですが、北海道電力LNG火力発電所においては、現在1号機を平成31年2月の運転開始に向け、建設を進めているところであります。また、2号機、3号機については、運転開始時期をそれぞれ38年12月、42年12月に延伸したとのことであります。

最後に、北海道ガスLNG火力発電所は、本年4月より工事を開始し、30年10月には工事を完了し、発電を開始する予定とのことであります。

続きまして、平成29年第2回石狩湾新港管理組合議会定例会が、去る8月4日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案は、石狩湾新港管理組合監査委員の選任につき同意を求める案件で、同意議決されました。また、報告事項は専決処分報告につき承認を求める案件が承認され、一般財団法人石狩湾漁業操業安全基金協会、一般財団法人石狩湾漁業総合振興対策協会、石狩湾新港サービス株式会社の経営状況に関して報告がありました。

続きまして、平成29年第2回石狩西部広域水道企業団議会定例会が、去る9月4日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案第1号北海道市町村総合事務組合規約変更、第2号北海道市町村職員退職手当組合規約変更、第3号北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約変更、第4号平成28年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計決算認定の件についてで、1号から3号を可決、4号は認定されました。

また、報告事項は平成28年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計資金不足費比率報告の件に関して、報告がありました。

○委員長

「平成28年度における小樽市職員倫理条例の運用状況について」

「人材育成基本方針見直しに係る職員アンケートの実施について」

○（総務）コンプライアンス推進室主幹

職員倫理条例第24条の規定に基づきまして、平成28年度における同条例の運用状況について報告いたします。資料をごらんください。

まず、1の公益通報は、第14条に定めます市職員からの通報でございますけれども、1月26日に匿名で1件、高島漁港における観光船の事業と係留における法令・条例違反に関して、記載の概要の通報がございました。コンプライアンス委員会で調査しまして、通報対象事実ありとの結果を8月21日付で市長へ報告したところでございます。

続きまして、2、公益目的通報は、第22条に定めます市職員以外からの通報でございますけれども、3件あり、全て匿名でございました。

1件目、8月29日受付、平成27年度〇〇〇の守秘義務違反ですけれども、この〇〇〇の記載は、個人名が記載されておりましたので、伏せるためにこのように表記させていただいております。これは、平成28年8月9日の総務常任委員会での発言に関するものでしたが、確認しましたところ、どこにもそのような発言事実が見当たらないので、調査の必要性なしとしております。

2件目、9月20日受付、職員の不正請求につきましては、空き地に通勤車両をとめまして、偽の駐車場契約書を作成し、実際は駐車代金を支払っていないのに不正に交通費を請求しているというものでありましたが、証拠書類の添付もない上に、通報者が匿名であり、連絡確認もできないために調査ができなかったものでございます。

3件目、3月27日受付、小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例違反ですが、最初に説明しました1月26日受付の公益通報と内容が重なる部分がありましたので、あわせて調査をしまして、通報対象事実ありとの結果を8月21日付で市長へ報告したところでございます。

続きまして、第12条に定めます3、不当要求行為等が1件ございましたけれども、内容を公表することで暴力行為を行った相手方を刺激する可能性もありますので、件数のみの記載としてございます。

最後に、第6条に定めます4、職員研修でございますけれども、合計53件実施し、延べ1,157名が受講しております。そのうち、コンプライアンス、公務員倫理及び地方公務員法に関する研修につきましては、6件実施しまして、延べ185名が受講いたしました。

続きまして、兼務をさせていただいております、総務部人材育成担当としてになりますけれども、人材育成基本方針見直しに係る職員アンケートを実施しましたので、その結果を報告いたします。資料をごらんいただければと思います。

まず、表紙をおめくりいただきまして1ページですけれども、実施概要を記載しております。

目的につきましては、現在進めております小樽市人材育成基本方針の見直しに当たりまして、参考資料とするために行ったものであり、7月に実施したものであります。

対象職員と実施方法につきましては、括弧内の一部職員約40名を除く事務職、技術職、業務職に対して、部局単位でアンケート用紙を配布したものであり、回収状況は約8割でございました。

2ページから19ページまでが設問となっており、この場では時間がございませんので一つずつの説明はいたしませんけれども、全部で33問、五つの大項目に区分しておりまして、基本的事項についてが9問、研修についてと人事管理についてが各10問、目指すべき職員像についてと人材育成についてが各2問となっております。

最後の20ページをごらんいただければと思います。こちらにつきましては、先の総務常任委員会において、自民党の濱本委員から御提案いただきました、小樽市民会議100の参加者の皆様に御協力いただきました、アンケート結果について記載してございます。8月5日に出席された53名の皆様のうち43名の方々に御協力いただきましたけれども、今後求められる小樽市職員とはどのような職員かという設問について、市民の立場に立って物事を考えられる職員17.9%と、前例にとらわれず、常に改革・改善に取り組む職員17.9%が同数で最も多いという結果でございました。

この説明は、下に記載しておりますけれども、職員アンケート問31と同じ質問にしてありますが、こちらは市民の立場に立って物事を考えられる職員16.3%が最も多く、市民アンケートと同じでしたけれども、次いで広い視野に立って取り組める職員12.5%という結果であり、市民アンケートとの回答の結果には差がありまして、参考になるものと思っております。

なお、18ページの間33、人事制度や研修などの意見等自由記載につきましては、161件の回答分類内訳、この分類があったほうがわかりやすいのではないかと自民党の濱本委員から御助言いただきまして、別途委員の皆様へ分類

内容をお配りさせていただいたものでございます。

最後に、今後のスケジュールですけれども、このアンケート結果を参考にしまして、改訂版の小樽市人事育成基本方針素案を作成しまして、第 4 回定例会の総務常任委員会においてお示しできるよう進めていく予定でございます。

○委員長

「個別施設計画の策定に向けた市民意見交換会等の対象施設について」

○（財政）徳満主幹

今年度から小樽市公共施設等総合管理計画に基づく、個別施設計画の策定作業に入っており、そのスケジュールについては、第 2 回定例会の総務常任委員会で報告し、おおむねスケジュールどおりに業務を進めておりますが、今年度で開催する公募市民や利用者との意見交換会などについて、その対象施設を配付資料のとおり決定していますので報告いたします。

対象施設については、選定条件を一つ目として、耐震性の不足、耐震診断の未実施。二つ目として、評価点が 50 点未満。三つ目として、将来のあり方に変更の可能性がある施設をリストアップし、その中から他の計画の中で検討する施設や、公用利用などの施設を除外し、対象施設一覧のとおり選定いたしました。

資料上段の市民意見交換会の対象は 16 施設であり、利用頻度が高い団体や公募市民を集めて行い、下段の利用者等との意見交換の 8 施設は、その施設で活動している一団体、もしくは数団体との個別に意見交換を実施するものであります。なお、上段の意見交換会対象の 16 施設については、近隣施設や同じ部内の施設などが合同で開催する場合も想定しています。

意見交換会の内容については、計画をより広く周知する趣旨もあり、最初に公共施設等総合管理計画の概要を説明し、次に対象施設の利用状況等を説明した後に、現状の施設の課題や複合化を含めた将来必要なサービスや機能について、参加者と意見交換する内容としています。

また、意見交換会等の日程については、現在 9 月から 11 月上旬までに終了する予定で調整しており、一部の施設については、既に実施しています。

終了後には、各施設の将来に対する御意見などの集約を行うとともに、今年度当初にまとめた施設の将来のあり方への検討シートの内容に対する変更の必要性等を確認し、それらを整理・検討し、今年度中に各施設の将来の方向性をまとめることとしています。

○委員長

「公立高等学校配置計画案（平成 30 年度～32 年度）について」

○（教育）学校教育支援室成田主幹

公立高等学校配置計画について、報告いたします。

平成 30 年度から 32 年度までの公立高等学校配置計画について、9 月 5 日、6 月に北海道教育委員会が示した案のとおり決定いたしましたので、資料に沿って説明いたします。

本編の 15 ページにございます後志学区高校配置計画において、先の第 2 回定例会総務常任委員会で報告いたしましたとおり、小樽桜陽高等学校の 1 学級減が決定いたしました。また、平成 33 年度から 36 年度までの後志学区の見通しとして、4 年間でゼロから 1 学級相当の調整が必要であることや、欠員の状況や学校・学科の配置状況を考慮し、小樽市内及び小樽市周辺町において、定員調整の検討が必要であること。定時制課程について、5 月 1 日現在の第 1 学年の在籍者が指針に示した人数要件に該当し、その後も生徒数の増が見込まれない場合は、再編整備の検討が必要などの見解があわせて示されたところであります。

○委員長

次に、本定例会において付託された案件について、説明願います。

「議案第21号及び議案第24号について」

○（総務）職員課長

初めに、議案第21号小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、説明いたします。

この条例案は、本年 3 月31日に公布され、同年 4 月 1 日に施行された人事院規則の一部改正に準じ、育児休業の再度の取得等ができる特別な事情を明確にするとともに、昨年 6 月 3 日に公布され、本年 4 月 1 日に施行された児童福祉法の一部改正に伴うもののほか、運用条項の変更など所要の改正を行うものであります。なお、施行期日は公布の日としております。

続きまして、議案第24号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案について説明いたします。

この条例案は、高島漁港区における公益通報等へのコンプライアンス委員会の調査結果に係る小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例、いわゆる分区条例違反について、市長としての責任をとるため、市長の平成29年11月分の給料月額を10分の 1 減額するものであります。なお、施行期日は本年11月 1 日としております。

○委員長

「議案第22号について」

○酒井（隆裕）委員

議案第22号小樽市非核港湾条例案について、提案理由の説明をいたします。

7 月 7 日、核兵器禁止条約が国連会議で採択され、核兵器禁止が明文化されました。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られません。

こうした中、核兵器搭載可能な米艦船寄港が相次いでいます。市民の安全を守る上でも、平和な商業・貿易港でもある小樽港に米艦船の定着はふさわしくありません。したがって、非核港湾行政を推進するために本条例案を提案したものです。

○委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は自民党、民進党、公明党、共産党、安齊哲也委員の順といたします。

自民党。

○濱本委員

たくさん報告を聞きましたので、まず、その中から何点かお伺いします。

それに先立って、きょう10月 5 日の総務常任委員会ですが、最初は 9 月20日で、次に21日になったかと思いますが、それからここまで15日もおけているわけです。この原因はひとえに主たるものが市長にあると私は思います。こういう事態が、本来であれば発生してはいけないはずなのに発生してしまったと。結果責任というのは当然重いものですし、そのことは市長においては十分自覚をしてもらいたいということをまず申し上げておきます。

◎次期総合計画策定について

総合計画ですが、次期総合計画の構成案についてということで図が書いてあります。その図の下の中間より少し下のところに、市民協働によるまちづくりの推進という囲みの部分があります。これで、自治基本条例の推進などと書いてあるのですが、自治基本条例の推進とは具体的に何を意味しているのか、簡単でいいですから説明してもらえますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

自治基本条例にも理念として示しておりますけれども、事業者等も含めた市民ですとか、議会、市による、みんなで協力してまちづくりをしていくという部分を、今後も自治基本条例に基づきまして推進していきたいというこ

とでございます。

○濱本委員

何か、よくわからないのですけれども、言うなれば、推進というより自治基本条例の定着とか、そういう意味なのですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

自治基本条例が実効性あるものとなるように、その定着を図っていくということも含めてございます。

○濱本委員

自治基本条例も見直しの時期が来ると思います。何年かたったら見直さなければならないということになっていたと思いますけれども、今の自治基本条例は、私個人としては決してパーフェクトなものではないというふうに思っています。市長も多分同様の見解で、随分、市長になりたてのころはブラッシュアップみたいなことも言っていましたので、そういうことも踏まえながら、自治基本条例の定着・推進というのは私は必要なことだと思うので、ぜひともそれは進めてもらいたいと思います。

◎人材育成基本方針見直しに係る職員アンケートの実施について

次に、人材育成の基本方針策定の前提となるアンケートをとったということで報告をいただきました。

まず、今回こういうアンケートは初めてとったのだろーと思いますけれども、今回のアンケートで特徴的なもの、特徴的な例えば結果、それから自由記載だと内容だとかで特徴的なものがあれば、幾つか挙げてもらいたいのですが。

○（総務）コンプライアンス推進室主幹

今回のアンケート、初めてとりましたけれども、自由記載の部分は率直な意見が多かったというふうに思っております。

何点かということでお話がありましたけれども、肯定的な意見も否定的な意見も今回は抽出して載せたつもりでありますので、肯定的な意見というのは、はっきりわかるいいものですが、例えば人事異動のところではいきますと、10ページから11ページにかけてですが、適切な人事異動かどうかというような質問を書いておりますけれども、それに対して問21の次で、人事異動はどうあるべきかという質問も今回開いております。その中では職員の適正を考慮して配置すべきという意見が多くありましたし、あと次の問22の人事異動の関係も、これも最近若い職員というのもふえておりますので、その他の意見のところは基本4年でいいという意見がある一方で、管理職は二、三年で、一般職は四、五年が望ましいですとか、そこの現場の実態を反映したような率直な意見を書いていただいているものと思っております。

○濱本委員

このアンケートをどう読むかというのが、多分一番大事なことだと思うのです。結局アンケートの内容は、簡単に言えば、アンケートの対象者が現状をどう見ているかということが反映されているものだろうと私は思うのですね。

例えば、3 ページの問 6 の自由記載のところに書いてありますけれども、これを読むのは少々あれですが、上司が能力不足、係員がみんな分担していると。管理職が部下の云々というのも書いてあります。これをどう読むかということです。これは、ある意味現在の人事異動が失敗しているというふうに見ることが私は適切だろうと思うのですね。

それから、例えば問 9 で、これも自由記載ですが、職員一人一人のモチベーションの向上と。職場の活性化を図るためにどのようなことが効果的だと考えていますかと。モチベーションの上がない現状があるから、一人一人のモチベーションの向上ということを書かせるわけですよ。これも人事異動につながるわけですよ。

それと、まだありましたね。大変残念なのは、市長が平成27年の就任以来、適材適所の人事異動をやっていると

言っているにもかかわらず、10ページ目に人事管理について問20、現在の人事異動は適切に行われていると思いますか。適切とやや適切で16.4%ですよ。どちらかといえば適切でない適切でないを足すと42%ですよ。これだけの今の職員の皆さんは人事異動が、少なくとも27年以降の人事異動についてこう感じているのですよ。市長が幾ら適材適所の人事異動って、私何回も質問していますけれども、強弁していても、現実の職員の皆さんの認識というのはこういうものですよ。私は、このアンケートは、ある意味市長の目を覚まさせてくれたのかなと思います。市長、どうですか。このアンケートを見て、何か所感はありますか。まだ、これを見ても適材適所の人事異動をやってきたと言えますか。どうですか。

○市長

このアンケートに基づいて、これから人材育成基本方針をつくっていくに当たって、いろいろな形で、私ももちろんですけども、副市長や担当職員も含めて読み込んでいかなければならないなというふうに思っております。

その中で、ごらんのとおり、3ページ目における現在の仕事にやりがいを感じておりますかということについての設問において、大いに感じているとある程度感じているということが6割を超える状況となっているところでございます。もちろん、今のような御意見もありますし、残念ながらやりがいを感じ切れていない方もいらっしゃると思いますので、ですから、そのモチベーション・環境づくりを、人事異動はもちろんですが、研修やその他これからつくろうとしている人材育成基本方針等によって、職員自身がやりがいを持って対応できる環境づくりを設けていくのが私の責任と役目ではないかなと思っているところでございます。

そのような中で、人事異動そのものに対して個々人においてそのような実感を感じられている方もいらっしゃると思いますけれども、私自身は今までどおり適材適所で行っていると、私自身は感じているところでございます。

○濱本委員

委員長、市長に注意をしてもらいたいのですが、私の質問に的確に、できるだけ簡潔に答えていただきたいと思います。今の答弁に関していっても、私は市長が今までずっと言ってきた人事異動が適切に行われている、適材適所に行われていると言っているのだけれども、このアンケートの結果を見て、そう思いますか、今でも思っていますかということと言ったのに、前段の部分は全然私の質問に関係ない答弁をしていましたので、その点については今後もしそういう答弁があった場合には十分注意をしてもらいたいと思います。

それから、自由記載の回答内訳、設問33ですが、御意見や提案があれば御記入願いますと書いてあります。161件のうち76件が人事管理ですよ。約50%ですよ。50%ということは、この数字というのは、実は似ているのは、先ほど指摘をさせてもらった人事異動に関しての設問があって、問20の設問で、どちらかといえば適切でない適切でないを足すと、先ほど私が42%と申し上げましたけれども、その数字に近くなるわけですよ、不思議と。人事管理に関することが161件中76件、そして先ほどの設問で42%が人事管理が適切ではないどちらかといえば適切でないという数字が合ってくるわけですよ。

片一方だけだったら、ああそうなのかなと思いますけれども、この二つで考えると、市長が先ほど強弁したような適切な人事異動が行われているとは到底このアンケートから読み取れないし、もしそういう読み取りをしているということであれば、アンケートを理解する能力に欠けているのだらうなと私は思いますが、市長どうですか。今でも先ほどの答弁と同じですか。適材適所にやったという自負はありますか。

○市長

自負はあります。その中でも、このたび人事評価制度等を導入してきておりますけれども、それらにおける取り組みで人事異動等が行われておりますが、その点についてまだまだ課題があるということも含めて受けとめなければならないというふうに思っております。まだまだ改善策はこれからも必要だと思っておりますので、それについては担当等も含めて、それについて進めていきたい。このように考えているところでございます。

○濱本委員

全然謙虚な考え方、謙虚な思想、そういうものを今の答弁からは全然考えられないですね。こういう現実を突きつけられて、結果として自分は適材適所と思ってやってきたけれども、結果としては至らぬ点があったなど、普通の人の感覚であればそういう答えになるのでしょうか、まあ市長は普通ではないみたいですから。

もう一つ聞きますが、問 6 のその他意見は抽出で、全部書いているわけではないのですね。ちなみに、この問 6 の自由記載の中に、いわゆる市長に関して言及したような自由記載というのはあるのですか。

○（総務）コンプライアンス推進室主幹

書いたとおり読ませていただきますけれども、市長の考え方が偏っており仕事を進められないからというものと、現市長のもとではやる気なしというものが 2 件かと思います。それと、もう 1 件、現市長就任以来、市役所全体のモチベーションが低下しているというものがございました。それだけかと思います。

○濱本委員

市長、今そういう自由記載があったと原課から答弁がありましたけれども、市長は当然事前にそういうのを見ていると思いますが、こういう自由記載があったことに関して、何か思うところがありますか。

○市長

職員、これだけのたくさんの方々がいらっしゃいますので、それぞれの考え方をお持ちだということはある得るというふうに思っております。当然そのような意見も踏まえて、今後どのように取り組んでいくのかということを私自身も考えていかなければならない。このように感じているところでございます。

○濱本委員

これ以上、市長の答弁を聞いても、何ら前向きなというか、本当に職員の皆さんのためのトップリーダーとしてあしたに向かうような答弁を聞けるとは思いませんので、もう一つだけ聞いてやめます。

こういうアンケートというのは、やはり継続性を持ってやることでデータとしての価値が高まるのだろうと思うのですね。一回限りではだめなのですよ。なぜかという、組織というのは新陳代謝がありますから、新しい人が入って、定年の人はおやめになるという。そういうふうに新陳代謝の中で、例えば人事異動が 3 年とか 4 年というスパンを考えれば、もしくは四年に一回、選挙の年にやるだとかいろいろあるのでしょうかけれども、そういうスパンで毎年やる必要はないと思いますが、定期的にやっていって、その結果をこれからの人材育成の具体的なプランに反映させていく必要があると思うのですね。というのは、具体的なプランに落とし込んだときに、それが本当に効果があるかどうか検証することも、こういうアンケートでできると思うのですね。そういう意味では、継続してやっていくということに関しては、どうお考えなのかお聞きしたいと思います。

○（総務）コンプライアンス推進室主幹

今、職員アンケートの何年か置きの継続した実施について御質問がありましたけれども、今、委員がおっしゃられているとおり、職員を取り巻く環境の変化というのも激しくなってきたというふうに思っておりまして、今まで長期に人材育成基本方針の見直しですとか、そういった検証などをしておりましたけれども、割合短いスパンでしていかなくてはいけないというふうに考えてはおります。

その中で、同様の職員アンケートを何年か置きに実施して、参考にして、状況を把握するという事は非常に効果があるものと思ってございます。

○濱本委員

その何年後かに、こういう場所に私がいるかどうか分かりませんが、ぜひとも実現をしてもらいたいです。

◎議案第 24 号について

次に、今回この総務常任委員会に付託されている議案第 24 号ですが、どうもよくわからないので確認をさせても

raitai to shiyou.

本会議場で市長の提案説明がありました。それで、これは当然ペーパーでそれぞれの議員の机上に配付になっているわけですが、この書き方でいうと、コンプライアンス委員会は幾つかの通報内容について違法だということを言っているわけですが、これを見ると、市長の考えでは、建物だけのことで10分の1の減額というふうにし読み取れないのですが、これはコンプライアンス委員会の全ての指摘をトータルしての10分の1なのか。そうは私は読み取れないのだけれども、その点についてはいかがですか。

○（総務）職員課長

市長の提案説明に先立って、議案説明資料ということで議員の皆様には説明資料の配付をさせていただきました。この資料は私が作成したもので、きょうの本会議の中でも、少々わかりづらい表現とか疑義が生じて、議事がストップするということが大変申しわけありませんでした。10%の中は、いわゆる分区条例違反ということで指摘を受けた2件についてです。

観光船の係留許可がなされているということは、観光船の係留施設を認めること。これが分区条例違反ということで一つ指摘を受けているのと、あと休憩棟が漁港区内で建設することができない建物だったというところの、この二点の分区条例違反について、その市長としての責任として10分の1、1カ月という形で定めているところでございます。

○濱本委員

そうすると、やはり机上配付になった市長の提案説明の文書というのは、そう読み取れないのですよ。何か過去からの誤った条例解釈を是正することなく、これを追認した市長としての責任があると考えます。その係留施設に関して言えば、きょうの本会議場でもありましたけれども、そんな事例はないのですよ。そうすると、建物だけの話かということになってしまうわけですよ。

事前に用意できるものであったにもかかわらず、言うなれば、そちら側の立場に立てば誤解を招くような市長提案の文書になっていること自体が、洗練されていないというか、私はおかしいのではないかと。それをまたとうとうと読む市長もおかしいのではないかとというふうに思いますが、基本的にこういう文書というのは誤解を招いてはだめなのです。また、誤解を招く文書を平気で市長は読んでだめなのです。その指摘をしますけれども、これに対して何か、市長もそうだが、つくった方もそうだけれども、何かあればお聞きしますが。

○（総務）職員課長

今の御指摘も、大変申しわけありませんでした。

今回この提案説明に当たって、いわゆるこの議案説明資料に基づいて、市長が提案説明を述べさせていただいたところでございます。認識の違いの精査につきましても、飲食店・物販店の部分で顧問弁護士の見解をお聞きして、これまでの判断基準、今後の判断基準ということで整理している中で、そういった意味で係留施設の部分が認識の違いの精査というところには、精査をかけているわけではございませんので、その流れで係留施設も含んだ上での過去からの誤った条例解釈というのは、過去の条例解釈という過去の時点ですけれども、今回の高島漁港区における係留施設の部分ですとか、休憩棟の部分も、これまでの誤った条例解釈の一つというところにつくっておりますので、建物については顧問弁護士の見解を求めて3店舗のうち1店は条例違反の可能性があるとこの部分であるのですけれども、係留施設については、今回の高島漁港区におけるもの以外については特にないというか、調査などしていないということでございますので、それをひっくるめてこういう過去からの誤った条例解釈という言葉で一くくりにしてしまっていて、ここが大変わかりづらく、誤解を生じてしまったところでありまして、作成者の意図としては、今回の高島漁港区の条例解釈が誤った条例解釈で、過去の店舗の部分も誤った条例解釈があつて、それらを是正することなく、これを追認してきた責任というところでございます。作成者の意図が十分伝わらない文書になってしまっていて、大変申しわけありませんでした。

（「さっきは例がないって言っているのだよ。調査していないのに例がないと断言したの、そうしたら。さっきの本会議で」と呼ぶ者あり）

○濱本委員

全然、答弁を聞いていて、自分がそんなに理解力がないとは思えないけれども、よくわからない。市長が本会議場で言った過去というのは、どういう定義で使っていたのかということが、普通一般的に言えば、小樽市政が、例えばこの10年間の、10年前からとか20年前からとか、そういう過去だというふうに我々は認識するわけですよ。

今の答弁を聞いてみると、高島漁港区の中でのこの分区条例違反の許認可等を出した時点は、今から考えれば過去ですみたいな言い方をしているのですね。少し私の理解が違うかな。でも、実際的にはそうではないでしょうと。言っていることをきちんと説明する文章としては、非常に私は稚拙だと思う。情けないぐらいに稚拙だと思う。

市長、私は情けないぐらいに稚拙な誤解を招く文書だと思うのですが、当然これを読む前に市長もこれを見ていると思うのですよ。見ていて何も感じなかったのですか。何も感じたか、感じないかで答えてください。総務部長ではなくて市長が答えてくださいよ。市長が最後に見て、本会議場で発言しているのですから。どうですか、市長。

○市長

読む直前に何か感じたかと言われたら、私自身は感じてはおりません。この提案説明の文書を作成するに当たって、今、職員課長からもお話しがあった資料の作成、もちろん顧問弁護士とやりとりをさせていただいて、つくったものをもとにこの提案説明をさせていただいておりますし、また、この提案説明の中におきましても、顧問弁護士にも確認をしてもらって、今回取り組んでいるところでございますので、今、濱本委員がおっしゃったような、事前に、直前に感じなかったかということにおいては、残念ながら私自身は感じなかったところでございます。

○濱本委員

とにかく市長、質問に対して正面から答えてください。余計なものをつける必要はないですから。厚着する必要はないですから。質問に対して的確に答えてください。

それで、きょう、過去半年間の市町村の減給、いわゆる首長の減給の事例、過去半年ですから大した期間ないのこのぐらいだということで、資料要求したら出てきました。

一番下の秋田県だけが当事者責任を負う事案です。あとはほとんどが、管理監督責任の事案であります。見ていただければわかるように、札幌市などは全部市長が直接絡んでいる話ではないですし、ほかのものもそうです。これを見て、市長、この資料を見て、自分の10分の1、1カ月は妥当だと思いますか。

○（総務）職員課長

今回の分区条例違反に係る市長の責任のとり方といたしまして、これまでの管理監督責任のほかに、誤った条例解釈を是正することなくこれを追認した責任という形で、今回まだ、分区条例の違反にかかわった職員の処分に先立っての責任のとり方をお示ししている部分でありますけれども、これまでの本市における管理監督責任といたしましては、資料にも記載のとおり懲戒免職というような重大な案件における管理監督責任として10分の1、1カ月という形にしたところ、今回の責任については、管理監督責任のみならず、これまで条例解釈を誤っていたという部分も含めた中で、相応の責任のとり方だというふうに思っております。

（「課長じゃなくて、市長しか判断できないことでしょう」と呼ぶ者あり）

○委員長

職員課長に申し上げます。なるべく説明は端的に、正確によろしくをお願いします。

○市長

今、職員課長からお答えしていただいたのですが、この資料を見てどう思うかという私の感想でもあったと思いますので、これを見ても今回の案件においては、相応の責任として提出させていただいたと認識をしているとこ

ろでございます。

○濱本委員

私としては、追認ではなくて、市長はこの議会の中で、適切だ、合法だ、違法ではないということで、ずっと主張してきたのですよ。追認ではないのですよ。市長自身が主張してきたのですよ。だから、こういう言葉を、市長は言葉遣いの感覚が我々と違うのかもしれませんが、こういう言葉遣いでは私たちは到底納得ができないですし、少なくとも10分の1という、言うなれば、これは刑事事件でいえば有罪か無罪かで、コンプライアンス委員会は有罪だと言った。では、量定はどうするのだといったときに、市長が10分の1だという。それは私としては、とても10分の1では市長が責任を感じた数字、感じている責任を数字であらわしたということであれば、10分の1、1カ月では、到底自分の責任を数字であらわした、我々の求めている数字とは、自分はそう思っているのかもしれませんが、全然我々としては、私としては納得ができない。

これが例えば10分の2、何カ月とか、10分の3、何カ月とかというのならまだわかりますけれども、たった10%の1カ月では、事案からいっても、少なくとも普通の感覚ではない。今まで議会で主張してきたことからいっても、ほとんど納得ができないということをまず申し上げておきます。我々としては、この議案第24号については、今申し上げましたように納得できないので、それ相応の態度をとらせてもらおうということでございます。

◎小樽市長の資産等の公開に関する条例について

次に、小樽市には国会議員の法律に準じて、資産公開の条例があります。これは小樽市の条例の中で、多分数少ない市長だけを対象者とした条例だというふうに思います。きょう資料をもらいましたが、その前に私も書類を書いて閲覧しに行ってまいりました。

この条例は、要は変更があったら、例えばこの条例の中にはいろいろなものを書き込むようになっています。言うなれば、固定資産、償却資産、有価証券、金融資産、有価証券は金融資産の中ですけれども、そういういろいろ書くようになっていますが、まずこういうものを書いて、変動があったときというのは、この条例の中ではどう取り扱うようになっていますか。

○（総務）秘書課長

この条例に関しましては、変動といいますのは、新たに資産等を有するもの及び有しなくなったもの、そういったあるかないかという状態になったときには、変更の報告書を提出することになってございます。

○濱本委員

だから、固定資産だとか、有価証券だとか、償却資産だとか、そういうものは簡単に言えばゼロ百なのですよ。あるかないかなのですよ。だけれども、いいですか、借入金とか貸付金とかは、あるかなしではなくて、変動する、いわゆる変動する金融資産ですよ。金融資産というのは、プラスの資産もあればマイナスの資産もあるわけですよ。だからこそ借入金も書くわけですよ。あるかなしかではないと思うのだけれども。そういう解釈で適切ですか。

○（総務）秘書課長

こちらにつきましては、条例でそのような文言が書かれてございますので、適正だと考えてございます。

○濱本委員

それでは、そのことを書いてある条例を読んでください。

○（総務）秘書課長

小樽市長の資産等の公開に関する条例という条例になりますが、その中の第2条第2項になります。ここを読み上げさせていただきます。「市長は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であって12月31日において有するもの及び同項の資産等報告書又はこの項の資産等変更報告書に記載されている資産等であって同日までに有しなくなったものについて、当該資産等の区分に応じ前項各号に掲げる事項を記載した資産等変更報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間に作成しなければならない」となっております。

○濱本委員

だから、言っているではないですか。これは、全部の各項目に全て当てはまるように「有しなくなったもの」と言っているわけですよ。それぞれの対象の項目によって、言い方が変わるわけですが、そうではなくて、全部を包括する言い方としては「有しなくなったもの」としか書けないわけですよ。それは、そういう解釈するのであれば、この条例はやはり直さなければだめだと思いますね。金融資産に関していえば、預貯金、貸付金、そういうものに関していえば、変動があった場合には必ず提出をするというふうにしなければだめだと思いますが、そういう条例改正をしなければならないということを指摘しておきます。

それで、きょう資料要求をしたのですが、起案書があるというのがすごい違和感を感じるのです。なぜかという、この条例は市長の資産を提出しなければならない条例ですよ。作成義務者は市長ですよ。何で起案書があるのですか。どうしてこれに起案書があるのですか。この条例を読んだときに、どこにも作成者の特定する条文はないのですよ。だけれども、この条例の趣旨に沿っていえば、当然作成者は市長自身ですよ。こんな起案など存在したらだめだと思うのですが、いかがですか。

○（総務）秘書課長

この条例に関するものは市長本人に関する業務であります、同時に市役所の長に関する業務でもあります。市役所の長に関する文書の作成業務につきましては、秘書課の業務の一環と考えてございますので、これまで同様事務方からの発意の起案。これは、あって妥当と考えてございます。

○濱本委員

その答弁でどれだけの人が納得するのでしょうか。これは市長のプライベートの状況を報告しなければならないにもかかわらず、なぜそれを市の職員が業務でやらなければならないのですか。到底納得できない。国会議員が秘書につくらせるのはわかるよ。公設秘書だとか誰かににつくらせるのはわかるけれども、市長はこれを自分でつくらなければだめでしょう。

市長、ここに市長自身の決裁印ありますけれども、まず聞きましょう。この条例そのものの存在を、市長に就任したときに御存じでしたか。説明は受けましたか。そして、ここに決裁印を押すことに何の違和感も感じませんでしたか。二つあわせて聞きましょう。

○市長

条例の説明という形で受けたわけではありませんけれども、市長として資産等を公開しなければならないということでお話は受けているところでございます。そして、それに伴って市として事務処理をしなければならないということの説明を受けておりますので、それに基づいて決裁するということに対しての違和感を持つてはおりません。

（「もう一つ聞いている、条例はいつ知ったの」と呼ぶ者あり）

○委員長

条例については。

○市長

そのときに条例ということでの説明は受けてはおりませんけれども、その条例そのものがあるということについては、把握はしております。

（「いつ。就任したときに把握しているということですか」と呼ぶ者あり）

条例があるというのは、もちろんそのときにも説明を受けておりますので、でもその条例文の内容について説明を受けたわけではございません。

○濱本委員

それで、他都市ではいわゆる借入金に関しても変動があった場合には、毎年基準日があつて、12月31日が基準日ですけれども、前年の12月31日の基準日から翌年の12月31日の基準日の間に変動があった場合には、変動報告書、

もしくは名称が違いますけれども、そういうものを出しているのです。

市長は、私は閲覧に行きましたけれども、借入金、金額のことは関係ありませんし、その中身はどうとも聞きませんが、変動がない。何も報告が上がっていないということは変動がないということですが、いわゆる固定負債、変動負債という言葉もありますけれども、これは固定的な負債なのですか。

○市長

固定の負債ではございません。

○濱本委員

変動する負債だということであれば、毎年12月31日に変動しているのであれば、やはりそれは翌年の、この条例に基づいて申告する、提出する義務があるのではないですか。条例で求められていることをやっていないということにつながるのではないですか。いかがですか。

○（総務）秘書課長

こちらは、先ほど答弁させていただきましたとおり、負債があるかないかと、新たな貸し付けを受けたかどうかというような判断であるなしを判断してございますので、減少に伴うものというのは必要とはしてございません。

○濱本委員

そういう解釈が本当に成り立つのですか。おかしいと思いませんか。市長自身は変動する借入金だと言っているわけですよ。どれだけ変動したかは別としても、この条例を遵守するのであれば、毎年出さなければだめなのではないですか。それが普通の常識ではないですか。ねじ曲げた法令解釈というふうにしか聞こえませんが、いかがですか。

○（総務）秘書課長

こちらにつきましては、特に拡大解釈をしたわけではなく、文脈上「有するあるいは有しなくなった」というような書き方になってございますので、そのとおり読んでいるような形となっております。

○濱本委員

やはりそういう解釈というのは無理があると思うし、先ほどの市長の提案説明も、疑義を生じるような提案説明はだめだというふうに私は言いましたけれども、やはりこの条例も平成7年につくられて一回も改正されていないのですよ。

例えば、私が今指摘したようなこともあるわけですよ、現実問題としては。では、誰が実際に作成しなければならないのか。そういう金融資産の変動があったときに本当に報告しなければならないのか。変な解釈の余地が入らないように、本来なっていないければだめなのですよ。普通の神経だったら、やはり変動したら毎年出すよと。

（「毎年つくると書いてあるよね」と呼ぶ者あり）

作成者だって、こんなものは秘書課がつくるのではないのですよ。市長みずからがつくらなければだめなのです。法令遵守という概念を市長が持っているのだったら、この法令を読んだときに、これは自分がつくらなければならないのだという感じ方というか、そういう自覚を持つべき内容ではないのですか。

市長、今でもつくってもらうことに違和感ないですか。今までの議論を聞いていて。ないですか。自分でつくらなければだめなものだなという気持ちにはなりませんか。

○市長

先ほど秘書課長も答弁いたしましたけれども、私自身に関する業務ではありますが、いわゆる市長という公人としての、それに伴う業務でありますので、ですから、市役所の長に関する文書の作成業務において、秘書課がその業務の一環として取り組むことにおいて、私自身は別段問題はないというふうに思っております。

○濱本委員

作成者はどこまでいっても私は市長だというふうに思います。なぜかという、これは市長の個人的な資産です

よ。それを提出するのですよ。市長になったから、小樽市に。それを職員にやらせてはだめですよ。

それから、変動があったときはこの条文から考えれば、やはり変動があった年には、その翌年の 4 月 1 日から 30 日までだから、その間に提出しなければだめですよ。罰則規定はないけれども、提出しなければだめですよ。そういう意味では、市長は、私の考え方から言えば二つミスを犯している。自分でつくっていない。変動があったにも報告していないと私は思っています。

市長、何か言いたいことがあればお聞きしますが。

(「毎年作成しなければだめだ」と書いてありますよね」と呼ぶ者あり)

○委員長

よろしいですか。

(発言する者あり)

濱本委員、よろしいですか。

○濱本委員

ないのだったらいいです。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

民進党に移します。

○佐々木委員

◎議案第24号について

まず、私も議案第24号について、お伺いをいたします。

これは給与にかかわることで、先ほどから職員課長が今回の議案をつくられたというふうにおっしゃってまおりましたので、この内容、このことにかかわる事案については御理解、把握された上で提案されているという前提でお話を伺いたいと思います。

まず、特別職の副市長が自主的に辞退というのは、どういうことなのか。なぜ市長と同様の方法ではないのか御説明をお願いします。先例という言葉が入っていたと思いますが。

○（総務）職員課長

今回の事案においても、これまでの事案においても、みずからを律するという形で給料月額の一部を辞退するという形ですけれども、副市長については自主的な辞退ということで、市長については減給条例の提案で対応をさせていただいているところであります。

ほかの市においては、副市長も特別職の給与条例で額等が決まっていますので、あわせて減給条例の中で対応するというものが多く見られているのですけれども、本市におきましては、助役の時代から、助役・副市長については自主的な辞退という形で。市長が自主的な辞退という形になると、これは公職選挙法の適用があつて、寄附という形になりますので、それは許されていないという形で、同じ特別職でも対応の仕方が異なっているところでございます。

○佐々木委員

ということは、副市長については自主的な辞退なので、もしこの議案が否決された場合とか、引っ込めた場合については、みずからなのでそれは生きるということになるのか、それとも市長に準じるのか。その辺について、御説明をお願いします。

○（総務）職員課長

今回の給与条例の提案に合わせて、副市長からは給料月額の一部辞退という形で届けをいただいているところで

ございます。提案説明の中でも市長もお話ししたとおり、この条例の可決・公布、そして施行後に合わせて自主的に辞退するという申し出でございますので、実際、副市長の場合、11月1日になって初めて給与債権が確定しますので、給与債権が確定してから改めて、二度目になるのですけれども、改めて給与債権の一部を辞退という形で届け出を出していただく予定ではあるのですが、今回提案させていただいた条例が可決・公布を見ないということであれば、今回の趣旨は市長と同様の責任のとり方という形で、自主的辞退としていますので、条例が施行されなければ、副市長の自主的辞退も取りやめになるというふうに考えております。

○佐々木委員

それが、みずから律するということになるのですか。市長に律してもらっていることになるではないですか。

副市長にお伺いしますけれども、そういう場合、副市長はみずから律せずに、市長に従って同じというふうに、みずからを律するというようにされるのですか。そこを伺っておきたいと思います。

○（総務）職員課長

先ほど説明したとおり、特別職としてみずから律するという部分において、その手法として条例という形になりますので、当然議決いただかなければならないところですが、それが可決を見ないで条例が公布されないということであれば、やはりここは副市長だけが責任をとるという形にはならないというふうに考えております。

○佐々木委員

副市長、それでよろしいですね。職員課長がお答えになっていますけれども、みずから律するのではなく、市長に合わせることになるということでもよろしいということですね。

○副市長

本件案件については、市長の処分と副市長の処分は一体のものというふうに考えておりますので、その兼ね合いの中で、私の身の処し方を決めることになりますので、当然市長の処分が、議案が通らないということであれば、私としても一旦取り下げて、この後、市長がどのように身を処すのかということを見定めながら私自身の考え方も決めてまいりたい。これがこれまでの小樽市のやり方というふうに聞いておりますので、そのように対処してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

余り追求する気はなかったのですが、職員課長、過去にこういうものが出て、それについて否決をされて、それによって副市長が市長に従って一回取り下げるという事例はあったのでしょうか。

○（総務）職員課長

いわゆるこの給与の減額の条例案が否決されたということはないと記憶しております。

○佐々木委員

副市長、前例はないそうですよ。いいです。もうこれは。

認識の違いの精査について、この中にある2番のところですね。

ここにある顧問弁護士に聞いてきた3店舗というのは、通報対象事実である今回問題となった店舗はここに入っているのでしょうか。

○（総務）職員課長

入ってございません。

○佐々木委員

ということは、今回の建物以外のことについて聞いてこられたということになると思うのですけれども、通報対象事実ではない店舗の判断を顧問弁護士に仰ぐ必要はそもそもあったのでしょうか。どういう理由で聞いてこられたのですか。

○（総務）職員課長

いわゆる認識の違いの精査ということですが、これまで適法だと思ってやっていたことがコンプライアンス委員会から指摘を受けて、それは条例違反だといったところのその認識の違いということで、区内の店舗 3 店舗をピックアップしまして、建築の申請から始まって分区条例の適合の判断、そして建築物が完成されるという中で、これまでも、ペーパーの中にも入れましたが、これまでの判断基準としては、店舗の主たる利用者と従たる利用者とは審査することなく、ただ例えば港湾施設従事者、またはその利用者が使用するということであればいいという形に今回なりましたけれども、どういう形で今回の条例解釈を誤ったのだということで、端的に言えば、今回初めて間違えたのか、過去からそういった類似の事案の中で、それをよしとしてきたものを今回もよしとしたのかと。その辺の精査を行ったところでございます。

○佐々木委員

そうすると、通報事実ではないけれども、それ以外のいろいろなものも出して聞くことによってその辺を確かめようと思ったということですね。

私は不思議に思うのですが、そこまで言うことを、全然関係ないところの建物まで、そうやって顧問弁護士のところへわざわざ、たしか一日議会を延ばして行ってきた、あのときのことだと思うのですが、これをこんなに聞きに行くのに、なぜ。

私は思うのですが、最初にこの件について議会から指摘されましたよね、これは違反ではないのかと。というときに、同様に顧問弁護士に、分区条例についてこれは違反していないのですかと聞きに行っていたら、当然これは顧問弁護士もコンプライアンス委員会と同じ結論を今回は言っているわけですから、多分そういう結論を出してくれたはずですよ。そのときに聞きに行っていればこのようなことにならなかったのではないかなと思うのですが、どうですか。

○（総務）職員課長

コンプライアンス委員会から指摘を受けるまでは、分区条例に適合しているという認識のもとでございまして。

（「議会であれだけ言ってたじゃないか」と呼ぶ者あり）

コンプライアンス委員会から指摘を受けて違ったのだということで、その精査をかけるために顧問弁護士に御意見を伺ったところでございます。

○総務部長

今、職員課長からする説明いたしましたけれども、我々としてはやはり行政ですので、コンプライアンス委員会からこういった指摘を受けましたけれども、その中でこだけということではなくて、やはり今まで進めてきた事務が本当にどういったことでずれが出ているのだろうかというようなことは、行政としてほかのものも含めてやはり公平・公正になっているのかというようなことを判断しなければいけないというふうに考えておりますので、そういったことでこういった精査をさせていただいたということでございます。

（「違うのだよ。質問と答弁が」と呼ぶ者あり）

○佐々木委員

私が聞いたのはそのところではないのですよ。なぜ、あのときに行っていなかったのですかと。指摘されたときに行ってくれていれば、こんなことになっていなかったでしょうということについて聞いたのですよ。総務部長、いかがですか。

○委員長

いかがですか、総務部長。

○総務部長

これは記憶で申しわけないのですが、電話では問い合わせを何かした記憶はあるのですが、ただ、きちん

とした精査をお願いするという意味では、具体的な事例を顧問弁護士にお示しして、その上で判断をいただいたほうが間違いのない判断が出るということで、そういった意味で改めてこういった精査をさせていただいたというふうに記憶してございます。

○佐々木委員

いや、私が聞いたのは、こうやって顧問弁護士にアドバイスをいただくということを、ここのところで、違反、この事実について全然事例と関係のない事実まで確認しに今回は行ったのに、なぜ最初に議会から指摘をされたときに、この分区条例に違反しているかどうか、そのときに顧問弁護士にお聞きしに行けばよかったでしょう。どうしてそのときに使わなかったのですかと聞いているわけですよ。

今のお話だと、総務部長は電話したというふうにおっしゃっているけれども。本当ですか。

（「電話しているのだったら証拠を出してもらわないと」と呼ぶ者あり）

もし電話しているのだったら、顧問弁護士とコンプライアンス委員会の結論が違うことになってしまいますよ。

（「また、余計なうそをつくからどつぽにはまる」と呼ぶ者あり）

○総務部長

今、コンプライアンス委員会から指摘されたことにつきましては、これは今まで議会の中でもいろいろ指摘されていますけれども、ただ、我々としては以前からお話ししておきとおり、我々の手続というのは正しいと思ってやっていたわけですが、それがこうやってコンプライアンス委員会から指摘がありまして、そういったことで実際にはそれが違法とか違法のおそれがあるという指摘を受けたわけですので、それについてはそういったことで受けとめなければいけないということで、こういった判断が出しました。

ですけれども、ただ、先ほど来お話ししておりますとおり、これと違って、ほかのものについてもこういった整理がなされているのかということについて、改めて今までのものは正しいと思っていたものがどうなのだろうということを確認をとったということでございます。

（「全然違う、違う話しだ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「委員長、整理をお願いしたいのですけれども」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「電話していたでしょう」と呼ぶ者あり）

○委員長

総務部長にお聞きしますが、要は、その時点では違反とは思っていないから顧問弁護士にはそういう相談はされなかったという意味で御答弁されたと思うのですが、それでよろしいですか。

（「電話したと言っているのだよ」と呼ぶ者あり）

○（総務）総務課長

済みません。総務部長から電話をしたということで先ほど答弁いたしましたけれども、佐々木委員がおっしゃっている点で電話をしたわけではございません。私は記憶がありますが、顧問弁護士には、いろいろな形で電話していますので、その記憶違いだったかもしれませんけれども、これについて産業港湾部から聞いていますのは、これまで分区条例に基づいて、いろいろな前例に基づいて処理をしてきたということでございますので、その時点で顧問弁護士に聞く必要がなかったということでございます。

ただ、委員がおっしゃるとおり、もしその時点で聞いていれば、そのような判断があったかもしれないということでございます。

○佐々木委員

そのとおりもし聞いていれば、この件がこのようになることはなかったということは、その時点でそういう判断

ができなかったというところにやはり問題があったということだと聞かせていただきます。

その件でこれはいいのですけれども、もう一点。先ほどから本件における責任及び量定のところで、私はどうしてもわからないのです。「過去からの誤った条例解釈を是正することなく、これを追認した市長としての責任」という、この言葉があります。

もう一回整理してお聞きしたいのだけれども、ここにある「過去から」というのはいつからのことなのか。もう一度御説明願います。

○（総務）職員課長

例えば昭和何年からというようなことではお答えできないのですけれども、これまでの条例解釈という形でございます。過去からコンプライアンス委員会の指摘を受けるまでの誤った条例解釈というように記載すればこのような誤解がなかったと思って反省しているところでございます。

○佐々木委員

これは今回の話だけではなくて、過去からもということは、ずっと昔からのという意味ですよ、これは。文字どおり、ずっと昔から今までの中の判断が全て入っているわけですね。ここにかかわる。

○（総務）職員課長

顧問弁護士に意見を求めた 3 店舗のうち 1 店舗については、分区条例に違反する、適合しない可能性が大きいという判断をいただきましたので、それを含めた中で誤った条例解釈という形でございます。

（「何」と呼ぶ者あり）

（「何言ってるのと呼ぶ者あり」）

○佐々木委員

過去から今まで、コンプライアンス委員会の判断が出るまでの中にはたくさんあると思うのですけれども、今、職員課長がおっしゃったのは、過去の中でも、ここにある 3 店のうちの 1 店のときと、今回の件の 2 店だけということですか。2 店だけですね。今のおっしゃり方だと。過去はこの 1 店なのですね。

○（総務）職員課長

おっしゃるとおりでございます。

（発言する者あり）

○総務部長

済みません。少し訂正させていただきますけれども、今、職員課長から、これだけということでお話ししましたが、サンプル調査させていただいておりますので。これから是正策等とも絡みますが、調べないとわかりませんので、これはこれだけということではございません。

○佐々木委員

これからサンプル調査して、加わるものも過去のものの、ここで、この量定の中に入っているという意味ですか、今の答えだと。

これからやって、サンプルを調査して、やるものも入るのですか。ここの中に。

○総務部長

このサンプル調査は、今回の減給条例の量定等を検討するに当たって使ったものでございますので、そういった意味で我々の認識と、それからコンプライアンス委員会から示されたこの判断とのいわゆるずれといいますか、その違いですね。そこについての判断をするためにこのサンプル調査をしたということでございます。

（発言する者あり）

○佐々木委員

それも入っているのですね。そうしたら、量定の中に。過去からは是正することなくという中に。今、総務部長が

おっしゃったものも入るのですね。いいですよ、それならそれで。

○総務部長

そういうことの話をしているのではなくて……

（「そういうことを聞いているのですよ。私は」と呼ぶ者あり）

考え方の違いを見るためのサンプル調査ということで行ったということでございます。

○佐々木委員

私が聞いているのは、これに「過去から」と書いてあるから。この「過去からの」にはどこが入るのかと聞いているのに、それ以外のことの話を書えられても私は困ります。きちんと質問に答えてください。

（「余計なものを書くからこんなことになるんだよ」と呼ぶ者あり）

（「事業者オーナーがほかにもあると言っていたのでしょうか」と呼ぶ者あり）

そうなのだよね。

（「それと同じ主張だということでしょうが」と呼ぶ者あり）

私もそう思うのだ。

○委員長

いかがですか。御答弁をお願いいたします。

（「何でその 3 店舗だけが」と呼ぶ者あり）

（「嫌がらせみたいなもの」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「道連れだ道連れ」と呼ぶ者あり）

（「ほかにも違反があるのだからいいでしょうみたいな感じだから」と呼ぶ者あり）

（「抱き合い何とか。自分だけでは死なないぞみたいな」と呼ぶ者あり）

（「ほかもやっているのだということでしょう」と呼ぶ者あり）

（「委員長、さっきの本会議の私の質問にも影響するからちゃんとやってください」と呼ぶ者あり）

（「聞いたことない。初めて聞きました」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○総務部長

繰り返しになって恐縮ですけれども、あくまでも皆様にお配りした資料にも出ておりますが、これまでの判断基準と、それから今後の判断基準、こういったもののこの違いを見るためにサンプル調査をしました。このサンプル調査は、先ほどもお話ししましたとおり、今お話ししたようなこの判断基準の違いを確認するためにしたものでございますので、そういった意味で先ほど職員課長からはこれしかありませんというお話をしましたけれども、そうではございませんで、今までの考え方のずれ、こういったものを見るためのサンプル調査だったということでございますので、これに限定されたものではないということでお答えさせていただきました。

○佐々木委員

私は、繰り返した答弁を求めているんですから。きちんと答えてください。この過去からのところに。いつからなのか。そこのところを聞きたいのですよ。

それで、どこがどういうものがここに入っているのか。職員課長からは二つだと言われたのですよ。それで、総務部長は何か今、サンプル調査して、サンプル調査の結果もそこの中に参考にするから入るのだみたいな。そのようなことなど全然聞いていませんよ。サンプル調査が入るって。そもそもサンプル調査とは何だかもわからない。初めて聞きましたよ。精査をお願いします。

（「だめだって、こんな適当にやられたら」と呼ぶ者あり）

（「余りにも適当過ぎる。申しわけないけれども適当過ぎる」と呼ぶ者あり）

そんなつもりないのに。

○委員長

答弁できますか。

（「妙な思惑を持って物事をやろうとするとこういうことになるのですよ、それもよしまな」と呼ぶ者あり）

○総務部長

申しわけございません。答弁整理のためにお時間いただければと思いますが。

○委員長

この際、暫時休憩に入ります。

休憩 午後 2 時49分

再開 午後 3 時28分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

○総務部長

この間、答弁調整にお時間いただきまして大変申しわけございませんでした。

先ほどの佐々木委員からの御質問について、改めてお答えさせていただきます。

一点目は、過去からの誤った条例解釈ということで、過去からというのはいつなのかという御質問があったかと思いますが、これにつきましては、分区条例が平成 8 年11月 1 日に制定されておりますので、ここからということになるかと思えます。

それから、今回、サンプル調査ということで調査した中で、少なくとも 1 件については不適切だというものが出てきておりまして、これは資料にも出ておりますとおり、これまでの我々は正しいと思っていた判断基準と、それから実際にコンプライアンス委員会から指摘を受けまして、それがだめだということですので、それで今後の判断基準というものを、このずれといいますか、この違いについて確認させていただくために使ったものでございます。

それで、今回の実際の量定ですけれども、これにつきましては、あくまでも御質問の中では、例えばこの不適切な 1 店舗について、これが量定に何か入っているのかということも御質問であったかと思えますけれども、これについては入っておりませんで、あくまでも今回の量定につきましてはコンプライアンス委員会から判断されて出てきたものに対する量定ということでありますので、この 1 件が入っているということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○佐々木委員

最初からそのように分けて言っていただけるとわかりやすかったと思います。

サンプル調査という言葉が先ほどから上がってきているのですが、私この言葉は、今までの議論の中で聞いた記憶がなく、初めてかなと思うのですが、サンプル調査というもののについて、何を指してどのようなことをされておられたのか説明をお願いします。

○（総務）職員課長

議案説明資料に記載しております飲食店及び物販店に関する認識の違いの精査を行うに当たって、分区内の店舗 3 店舗を抽出して、分区条例に適合しているかどうかを調査したものでございます。

（「抽出して」と呼ぶ者あり）

○佐々木委員

この件については、きっとまた議論があるところだと思いますが、ここでこれ以上やってもと思いますので、これ以上は聞きません。

それで、そういうふうの説明を受けると、やはり、この「過去から誤った条例解釈を是正することなく、これを追認した市長としての責任」、この文章が非常にわかりにくい構成になっていると思うのですよね。というか、誤解を与える中身になっていると思うのです。

私がこれを最初に読んだときに、これは、昔からたくさん市は誤ってきた。そして是正してこなかった。それを例えば歴代の市長も認めてきたと。そして、森井市長はその例に従って追認してしまったと。そういうふうに、私は意地が悪いのでしょうか。そういうふうに読めるのですよね。ですから、この「過去から」という文を一言入れることによって、そういうふうな、よく言う印象操作をされているのではないかというふうに私はうがった見方をしてしまうのですが、それについてはどうでしょうか。

○（総務）職員課長

その点につきましては申しわけございません。意図といたしましては、まず今回の高島漁港区において誤った条例解釈をしてしまいました。それで、先ほど言った認識の違いの精査によって、調査した店舗についても適合しない可能性は大きいという見解をいただきました。

先ほど総務部長から答弁いたしましたとおり、今回の高島の部分ではない過去の事例の中で、少なくとも1店が調査で判明したというところで、「過去からの誤った条例解釈」と表現してしまったところであります。

先ほどの追認の部分ですけれども、一般的に、例えば部長決裁で許認可をしたものについて、その時点では部長がよしと思ってやったところが、仮にそれが法令違反にあった場合、上司である市長が、それに対しては管理監督責任というのが出てくると思うのですが、今回のこの高島漁港区につきましては、そういった議会の中でも条例に違反するのではないかというお話があった中で、いや、そうではなくて原部の判断は正しいということで、それをよしとしてきたというところが、要するに、よしとして認めてきたという部分で「追認した」という表記を使ったところでございます。

○佐々木委員

そのところを誤解なく、この文章であれば、その追った主語の部分というのですか、そのところを解釈できない、いろいろな読み方ができてしまう文章になっているのは非常に問題だなというふうに思います。

今の職員課長の答弁のとおりにはここは解釈すると読ませていただきます。

次の話ですけれども、管理監督責任としての責任のとり方として、減給10分の1を1カ月。これに私はプラスだというふうに読んだのですが、それに追認した分。追認した市長の責任。これは単純にこれに足されるのではないですか。減給10分の1を1カ月に、この分が足されたらもっといってしまうのに、なぜこれを合わせたものでここに載っているのでしょうか。

○（総務）職員課長

この資料で引用しました管理監督責任については、業務上横領等により職員が懲戒免職処分になった事案における管理監督責任として10分の1、1カ月というのが複数ある事例でございます。

今回の部分については、関係職員の処分についてはこれから検討することになるのですけれども、懲戒免職というような形は全然想定しておりませんので、そういった職員の処分が定まっていなかった中の管理監督責任と、それと条例に適合しているというように、よしとしてきた、追認してきた部分の責任を加えて、それで懲戒免職という重大な事案における管理監督責任と量定としては同等のものを考えたというところでございます。

○佐々木委員

そうしたら、本当は管理監督責任は、今回の場合はこれよりももっと低いのだと。そういうことですね。今の答

弁は。その上にこれが足されたと、合わせて。プラスアルファがあつて。だから、市長、この解釈の追認した部分というのはその中に含まれてしまって、二つ合わせて10分の1ということでしょうか。

○（総務）職員課長

管理監督責任プラス追認した責任で10分の1、1カ月でございます。

○佐々木委員

そうすると、細かいところをこう言うようで大変申しわけないのだけれども、この文章の中に、「管理監督責任のほか誤った条例解釈を」とありますよ。「ほか」と書いてありますよ。「合わせて」と書いていませんよ。これ文章、そうしたら違うのですね。「ほか」と書いてあるのだから、今の説明であつたら「合わせて」なのだから。違うでしょう。

○（総務）職員課長

管理監督責任のほかにも追認した責任があるというところでございますので、プラス、合わせてということと同義であると思って表記いたしました。

○佐々木委員

それは同義ではありませんよ。だって、ここに「管理監督責任のほか誤った条例解釈を追認した責任として減給10分の1を1カ月とする」と。それでその上のところに「管理監督責任として減給10分の1を1カ月」と書いてあるのだから、そうしたらゼロということですよ、これは。管理監督責任のほかの、この誤った条例解釈の責任は、ゼロということではないですか。

○（総務）職員課長

管理監督責任のほかにも追認した責任があるという意味合いで表記したものでございますので、御理解いただければと思います。

○佐々木委員

御理解はできないのですよ。だって、文章をどう見たってそのように読めないではないですか。管理監督責任で、上にきちんと10分の1、1カ月とした前例があつてと、本件においてと書いてあるのですよ。

さらに言うと、先ほどはおかしいですよ。ここに「職員の処分の軽重にかかわらず」と書いてあるのに、先ほど随分おっしゃいましたよ。何か部下がもっと重い罪のときはもっとあれだけれども、今回は軽いのでというような趣旨の御発言をされましたが、こことも矛盾されますよね。二点質問しました。

○（総務）職員課長

まず一つ。「職員は処分の軽重にかかわらず」というのは、まだ関係職員の処分を決めていない、どういう形になるかはわからない中で、これに先行して行ったというところでございます。

（「決まったら、もう一回やるんでしょう」と呼ぶ者あり）

○委員長

もう一点は。

○（総務）職員課長

「管理監督責任のほか誤った条例を追認した責任」という部分は、いわゆるそれを含んだ中で総合的な形でこういった責任のとり方にしたというところでございます。

○佐々木委員

この文章はおかしいですよ。それは指摘します。

それから、10分の1、1カ月というこれについて、さらに本当は追認した責任が必要だというふうにならなければ、その責任の部分がゼロになってしまう。単純な計算ですよ。それを指摘させていただきます。

それから、ここのところで、昨年の第3回定例会で、初めて議会でこの件を指摘されたときまでであればこの

二つでもって責任で算定していいですけども、それ以来、先ほど認められたように、本当はこれをきちんと顧問弁護士に分区条例のことを聞いてきていれば、あの段階でこれを是正できたはずですよ。そして、そのときでも追認してきた、今までの説明であれば、そのときでもこれだけの処分が発生したわけですね。

それで、ここまで議会にこれだけさんざん指摘されいながら、本当にコンプライアンス委員会に指摘されるまでの間、違法ではないということを、今度は、これは追認ではなくて市長自身がずっと言い張られてきた、放置してきた責任者ですけども、その責任についてはここに加算されていないというのはおかしくありませんか。

○（総務）職員課長

昨年の第3回定例会でいろいろ御指摘をいただいた部分で、その時点では顧問弁護士の見解は聞いていないというふうに聞いていましたので、それでコンプライアンス委員会の判断があって今回このような形になったところではあるんですけども、どの時点でその条例解釈の誤りを是正することができたかどうかという部分もあるかと思いますが、今回の量定を条例案として出すに当たっては、今回のコンプライアンス委員会の指摘を受けて気づいて、考えを改めたという部分の責任で提案させていただいたものであります。

○佐々木委員

そのところでは、コンプライアンス委員会のものだけを聞いて、それ以外のところではコンプライアンス委員会以外のところも入れてという、非常に使い分けをされているように聞こえます。これ以上はいいです。

こうやってお聞きしてきて、やはり通報対象事実の是正を求められた結果、私が聞いていた範囲ではやはり過去のことだとか、それからほかの事例だとか、そういうことを持ち出して、何か自分だけが悪いのではないと、自分だけの責任ではないのだと言い逃れしているように私は聞こえました。

それから、今の御発言のように、ここに書かれているだけの責任だけではなくて、ほかにももっと入れて責任をとる必要があったというふうなことも私は事実だと思っております。

市長はやはりこれらのことにきちんと正面から向き合って、その結果が、おっしゃっていたようにみずからを律する必要があると思うのです。ですから、そういう観点から、先ほど濱本委員からも、これで本当に適正だと思うのかという意見も聞かれたと思いますけれども、今、私とこういう議論をした結果においても今回のこのあれが適正だというふうにお考えになるのか、最後にお聞かせください。

○市長

市政運営における責任のとり方として、時の市長が何かしらの非を認めて、市長における減給条例案を提案することそのものが非常に私は重いことだというふうに認識をしております。

ですので、今回、今さまざまな御指摘をいただいておりますけれども、その責任のとり方としてこのように提案をさせていただいたということにおいては、私自身はその重みを含めて相応な責任として御提案させていただいているというふうに思っておりますので、今までもいろいろ議論をいただきましたけれども、そのような思いも加味した中で同じ思いを現状で私が思っているところでございます。

（「何だかよくわかんないんだけど」と呼ぶ者あり）

○佐々木委員

変わりませんというふうにお返事をされたと受け取ります。

それでは、この件についてはこれで一定の判断をさせていただきたいと思います。

◎通学路の除排雪について

続きまして、通学路の除排雪についてお伺いをします。

予算特別委員会で建設部から通学路の除排雪について、今シーズンについては特段の配慮の中で、特に教育委員会と連携を密にして、そして進めていくので3学期の始業式までにはきちんとやるように努力をされるというふうに伺いました。

そこで、これを受けて、教育委員会として、それをやはり一方的な話ではどうもなく、昨年までは多分市教委からお願いしますと言ったものを、はいはいと聞くけれども、それを実行するときには雪対策課としては自分たちのパトロールで見て実際確かめて、それがあつたらやるのだというような方法であつたのが、今度はお互いにきちんと言ったものについて、市教委から言ったものについて、雪対策課から教育委員会にこうやりますよというような、そういう相互の連絡をとってやっていただけるのだろかなというふうに私は理解をしたのですね。

そこで確認をさせていただきたいのですが、昨年度の状況についてきつとやりとりもされたと思うのですが、教育委員会が把握している要望、不満。そういうものを協議の中で、何か雪対策課に示したものがあれば、どのようなものが具体的に示されたのかをお願いします。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

昨年度の状況ですが、学校からは、昨年度は3学期始業式に合わせた除排雪がなかったことに対する不満が例年になく多くあつたということです。

また、5月に行いました雪対策課との協議における資料としましては、昨年度の校長会の除排雪の要望と実際に行われた除排雪の状況を比較して、各校で改善が必要として挙げた事項を示したものでございます。

○佐々木委員

かなり具体的なもので示していただいたようです。

それらを受けて、教育委員会から、今年度に向けて、そのときに具体的にこういう改善をとというような要望をした点がありますか。昨年度の要望は、残念ながら参考にされる程度であつたことが判明いたしましたので、今年度はそのようなことはないと思うので、どのような要望をされたのかお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

今まで行ってきた通常の除排雪の要望に応えてもらうことはもちろんではございますが、昨年度特に課題であつた3学期の始業式には危険な箇所がないように、冬季休業中の排雪を要望したところでございます。

○佐々木委員

そうですね。具体的にきちんと要望したことを実施していただきたいと思いますが、今お話があつたように、3学期の始業式の時点で危険な箇所がないように除排雪に努めていくという雪対策課の御答弁でしたから、そこまではまずやってくれるだろうという信頼をしたいと思うのですが、雪というのは始業式で終わるわけではなくて、始業式以降もやはり降り続きます。教育委員会が学校現場、保護者、地域の皆さん、子供たちの声を代表して、それを集約して雪対策課に伝える役目ということであると思うのですが、これらの意見、要望を、雪がその日、朝起きたら降ってすごいことになってたというようなこともあるわけですから、リアルタイムで雪対策本部に伝えて実行してもらわなければならない、そのような場面もあると思います。

また、それをこしやってくれるというお話でもありましたので、具体的にそれを伝える方法みたいなことや、何かそのために何か新しい仕組みとか、そういうことは考えておられるでしょうか。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

今まで以上にという部分について、具体的な方法ということですが、今まで以上に学校の連携を密にしてリアルタイムでの把握に努めて、必要に応じて現地の確認も行っていきたいということと、あと、雪対策課への要望というか依頼につきましては、現場の写真や図面などわかりやすい具体的なものを示して連絡方法を工夫するなどしてより細かな対応をしていきたいということと、それからあと、学校からの除排雪要望に対する実施状況確認部分に、その把握に努めていきたいと考えております。

○佐々木委員

そういう相互のあれがあると、本当により確かな安全が確保できると思います。

予算特別委員会の話の中で、道路脇の雪山の高さは学校周りについて、そこに合わせた基準で行うと。病院や何

かの例も挙げておられましたけれども、そういうことです。違うところでは、雪山の高さの基準が175センチメートルになったらというような話がありましたけれども、これは決して機械的なものではないという確認ですので、合わせた基準というのは、きっと子供の身長であるとかということになると思いますので、子供の身長を超えると、道が見えないというようなことにならないように、その段階でちゃんと連絡等を連携の中でしていただければと思います。これは要望です。

それと、こういうことをするということがなれば、これらを受けて各学校や地域、それから保護者、児童・生徒へ例年行っている説明とか注意などで変わる部分もあるのかなと思いますが、最後にそこを示してください。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

これまでも児童・生徒、それから保護者の皆様にはそういう注意喚起というものを危険な箇所について行っておりますけれども、さらに学校との情報連携を密にして状況把握に努めていくというふうに考えております。

○佐々木委員

最後に雪対策本部長につかれる予定の副市長にお伺いしますけれども、子供の安全・安心が、以前にも私は言っていました、二丁目二番地にならないように、ぜひ今年度は通学路の除排雪について特段の配慮をお願いしたいと思います。

ことは雪が多かったから等の言いわけは聞きたくありませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

何かあれば。

○副市長

きのうもそうですけれども、教育委員会との連携を密にしながら子供の安全を守るというのは、これは市を挙げて取り組まなければならない大事なことだと思っていますので、その辺の連絡をどのようにやるかも含めて雪対策課とも十分詰めながら慎重に対応してまいりたいというふうに思っています。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○斉藤委員

◎議案第24号について

まず、議案第24号に関連して伺います。

私が一番気になるのは、きのう市長が提案説明されましたけれども、その冒頭、「私といたしましては、市として適正な行政手続を進めてきたものと考えていた中で、市の認識が誤っていたとことでありますので」というくだりなのです。

これは本当に言い回し方として、コンプライアンス委員会によって完膚なきまでに違法だと指摘されているにもかかわらず、今言ったこの言い方というのは、いかにも未練たらたらというか、自分は正しいことをやってきたのだと、そう思っているのに、コンプライアンス委員会が違法だ違法だと言うから、この職員倫理条例のつくりからいって反論できないので、やむを得ないのでしょうがなく、本心ではないのだけれども謝ったふりしておきますというふうに聞こえるのですよ。聞こえてしょうがありません。

あなたは、もう私は市長と言わないことにしましたから、あなたは、現在、心からコンプライアンス委員会の指摘を本当に受け入れて、自分が間違っていたと認めて、反省して、その間違い、過ちを恥じて、謝罪をすると。多くの今回の問題で被害をこうむったりした関係者、それから全小樽市民に対して、おわびしなければならないのではないのかと。できますか、市長。

できるのであったら、いろいろな言いわけとかくつつけないで、端的に、私が間違っていましたと。本当に申し

わけありませんと、端的にそういうふうに言うべきではないのかなというふうに思いますが、森井さん、いかがですか。

○市長

減給条例案の提案説明でも述べさせていただいているとおり、市の認識が誤っていたということでもありますので、市政をあずかる身として、市政にかかわる全ての皆様に大変申しわけなく思っている次第であります。

そして、このたび、その意をお伝えするがために、この条例案の提出に至った次第でございます。

○斉藤委員

そういう一般論の、市長だから、市政をあずかっているのだから、責任者だからとかという、そういう謝り方ではないのです。「市の認識が誤っていたと」ことでありますので」という言い方ではなくて、そういう言い方をするということは、先ほど言ったように、現在もあなたは実は自分は間違っていないのだと。自分が間違っている、あるいは間違っていたとは現在も思っていない。市として適正な行政手続を進めてきたのだと今でも考えているのですかということですよ。率直に謝っていただきたい。

○市長

この結果については、私はもちろんですけども、私たちとして真摯に受けとめているところでございます。でするので、今後においてしっかり是正措置や再発防止策を講じてまいりたい。このように考えているところでございます。

○斉藤委員

いや、私たちではなくて私ですよ。コンプライアンス委員会から指摘されたからとか、市の顧問弁護士がだめだと言ったからとかそういうことではなくて、今本当に、森井さん、あなた自身が、心から悪かったと。本当に自分の判断が間違っていたと、そういう反省をしていますか。

○市長

今までもお話ししているように、そのことについて反省をしているからこそ、このようにお話をさせていただいているところでございます。

○斉藤委員

先ほどから話題になっている部分ですが、「過去からの誤った条例解釈を是正することなく追認した」というのですよね。ここは違うのではないですか。もともとの解釈が間違っていて、自分はただそれに従っただけだというふうに聞こえますよ、絶対。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

議会から本当にあれだけさんざん指摘されて、違法なのではないのかと言われたにもかかわらず、間違っていない間違っていないと押し通したわけですよ。そういう認識がないのではないかと。心の底から本当に間違っと思ったら、このような言い方にならないはずですよ。例えば、それこそ原課、原部がそういう原稿を持ってきたも、いや、これではないのだと。私は本当に謝らなければならないと思っている、そういう思いが全然にじみ出てこない。ただ、原部、原課の職員課長とかが原稿を書いて持ってきてくれたから、それを読めばいいのだと。そういうふうにしか聞こえないのですよ、これは。そうではないと思うのですけれども。もう一回どうですか。

○市長

今までもお話しさせていただいているように、市の認識について誤っていたということでもありますので、市政をあずかる身として、市民の皆様、市政にかかわる全ての皆様に大変申しわけなく思っているところでございます。

○斉藤委員

しつこいですけれども、また聞きますが、今話題になっているというか議論になっている、その「過去からの誤った条例解釈を是正することなく」の直前に、「原部から報告があったものの」という若干意味不明のフレーズが

あるのですよね。この「原部から報告があったものの」という、私の解釈を言えば、本来は原部から報告があった時点で市長みずから、森井さんが、市長と言ってしまったけれども、自分が是正すべきであったのにしなかったもののという、その報告があったもののというニュアンスはそういうことですか。

○（総務）職員課長

この原部から報告があったというのは、本会議場でも答弁させていただいている部分ではあるのですが、この分区条例における港湾室としての、それをよしとする、認めるという判断においては、港湾室長が第一類の長として専決者となっております。

実際、原部からこういう事業内容での話があるということで報告した中で、市長として、実際結果としてはこれが誤った条例解釈であったのですが、その報告はあったのだが、要するに何も知らないわけではなかったのだけれども、過去からの条例解釈を誤ったと。そういうことでございます。

○斉藤委員

今、必死に職員課長が答弁してくれるのは申しわけないのだけれども、全然わからないのですよ。森井さんは、どう思ってこれを言ったのですか、その趣旨は。今の答弁は答弁です。だけれども、森井さん本人として、どういう思いでこれを、「原部から報告があったものの」というフレーズがくっついたのですかね。

○市長

今までも答弁させていただきましたけれども、この案件において港湾室から報告はありました。私はその点においてお話をしたのは、法令や許可要件に従って公平・公正に行ってくださいということはそのときにお話はしましたが、この状況においての誤った解釈そのものを私自身は見きわめることができませんでした。この観点において、このような表現で、皆様に説明するに当たっての資料にその点において書かせていただいたというところでございます。

○斉藤委員

何か従来からあった、そういう拡大解釈みたいなものがあったから、自分の責任ではなく、そういう報告があった、だけれども、そういう言い方というのは、「あったものの」という「ものの」というのは順接ではないですよ、逆接ですよ。「あったけれども」という意味ですよ。今、何か森井さんがおっしゃいました、その意味というのは、あったからという、原部、原課からそういう報告があったから自分はそういうふう判断してしまったのだみたいな、自分に責任がないというようなニュアンスを言っているように聞こえてしまうのですが、ここでは「原部から報告があったものの」ですよ。「あったけれども」ですよ。「あったから」ではないのですよ。なぜここは「ものの」なのですか。

○（総務）職員課長

先ほどもお話ししましたが、市長としてこの案件については知らなかったわけではなくということで、原部からこの事業内容の報告はあったけれども、結果として誤った条例解釈を見抜けなかったというところで「ものの」という表現を使っております。

○斉藤委員

いや、そうであつたら、「あったものの」ではないですよ、「あったから」ですよ。報告したから、それに引きずられて市長は原部が言っているような判断をしてしまいましたと。従来のその拡大解釈に乗っかってしまいましたという言い方になりますよね。「ものの」というのは、その反対のことを言っているのではないですか。

まあ、いいけれども。

○（総務）職員課長

ここで述べたかったのは、市長はこの案件について知らなかったものではない。原部から報告があった、だけれども気づけていないという趣旨で記載したものであります。

○齊藤委員

法律的に言えば、認識があったから悪意だと、そういう意味で言いたかったのだということですね。それは余り突っ込んでもしようがないので。

コンプライアンス委員会は、中松前市長が、みずからは、いわゆる直接的な法的な責任は全くないにもかかわらず、道義的責任ということを痛感されて、この職員倫理条例を制定されて、それに基づいて設置された委員会です。その中松前市長を、しがらみだ、しがらみだと言ってめちゃくちゃに批判をして森井さんは市長に当選されたわけですけども、今は、みずからしがらみだ、しがらみだと言った、そのしがらみ自体に、自分がクモの巣にかかったブヨとかガミみたいな感じでもがき苦しんで、もうクモの巣にねじねじ巻かれている状態ですよ。

ある意味皮肉だし非常に哀れな状態ですけども、その中松前市長は、みずからに平成23年5月31日に10分の1、3カ月。それから、23年9月27日に10分の1、3カ月。さらにこの後半では期末手当の50%カット。これだけの自戒というか戒めを自分に科しているわけです。

原部から報告があったものの、過去からの誤った条例解釈を是正することなくこれを追認したと。そもそもらしく、自分のせいではない、自分のせいではないと言って、原部が悪いとか過去の解釈が悪いとか、自分は追認しただけだと、そういうふうに言い切るというのは、全部これは言いわけではないですか。中松前市長と違って、森井さん、今、あなたのやったことは、いわゆる道義的責任というレベルではないのです。本当にコンプライアンス委員会も指摘しているように、全て森井さんのもとの、責任のもとで行政処分が行われているのですよ。それはもうその道義的とかという倫理的な問題のレベルではなくて、当事者責任を負わなければならない、そういう問題なのです。そこから言ったら、今回の10分の1、1カ月、余りにも軽過ぎると言わざるを得ないと思うのですよ。ここまで言ってきたも、森井さんとしては、もうこれでいいのだと、今でもそういうふうと考えていらっしゃるのでしょうかね。

○（総務）職員課長

ただいま齊藤委員がお話しされた事案におきましては、現職の部長職の逮捕ですとか部長職8人の罰金刑というような形と、あと、前市長の後援会の政治資金パーティーに絡んでというお話ですので、本件とは異なるものと思います。

それで、本件の責任のとり方としては、先ほどもお話ししたとおり相当であるというふうに考えております。

○齊藤委員

いや、とてもではないけれども、いわゆるこの量定という部分は納得できません。ということを申し上げて、次の問題に行きます。

◎人材育成基本方針見直しに係る職員アンケートの実施について

人材育成基本方針見直しという、先ほどもありましたけれども、若干重複しますが、伺います。

いわゆるアンケートの結果ですが、現在職員が置かれている状況というのが非常によくわかると思います。一番驚いたのは、問6の、やりがいを感じない理由というところですね。その他の意見のところに出てきているのですが、「管理職が部下の業務実態を把握しておらず、併せて業務の適切な日程管理、方針を示さず、管理職の役割が機能せず、責任だけを押しつけ、業務に大きな混乱と不信感が蔓延しているため」と。これは真実をついているからこそ本当に大変だと思うのです。また、「自分たちの意見が生かされないから」というものもあります。これは大きな混乱と不信感が蔓延しており、放置できない危機的状態だと思いますけれども、この辺をどう捉えておられますか。

○（総務）コンプライアンス推進室主幹

今回、人材育成基本方針の改訂のためにこのような職員アンケートを初めて行ったものですが、今回、問6では選択肢があって、三つまで選ぶという方式でしたけれども、その他意見の中で、今、委員おっしゃったよう

な意見が事実ございました。このような職員から現場の状況について率直な意見の回答もあるということについては、率直に捉えて人材育成基本方針の改訂に参考にできればと思ってございます。

○齊藤委員

ここまで言わなければならない業務の実態というものが普通ではないのですよ。これはもう一般的な組織の状況を把握するためとかというレベルはもう超えてしまっていると思います。大体において、こういうアンケートとかで、どうなればいいですかという問いへの裏返しで、その現実というか現状をあらわしているのですよ。

問 9 で、職場の活性化というのを聞かれているのですね。それで、「職員同士の自由な意見交換ができる環境」と。それから「情報の共有化」ということが挙げられています。ということは、逆に現状は自由な意見交換もできないし、情報共有ができていないということになるわけですよ。

最近特にいろいろなこういう、今さんざんやっていますけれども、こういう問題が起きてくる、発生するのを見ると、切実に本当にそうなのだなと。アンケートをとれば如実にそういうことが出てくるのだなと。これは、いわゆる人材育成という以前の何とかしなければならない状況ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

コンプライアンス推進室が答えるのか職員課が答えるのか、これは相当大変なことであると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）コンプライアンス推進室主幹

問 9 につきましても、「職場の活性化を図るためにはどんなことが効果的と考えますか」という問いについて選択肢の中から選ぶという中で、「職員同士の自由な意見交換ができる環境」というものに一番丸がついてきたということでありまして、この今回のアンケートから現状の把握というところまでは難しいのかなというふうに思っています。

○齊藤委員

いや、現状ですよ。本当に。

問20でも、先ほども他会派からも出ていましたけれども、現在の人事異動についてということで、どちらかといえば適切でない・適切でないというのが合わせて42%。どちらとも言えないという人もいますから、それも入れると83.6%が少なくとも適切だとは思っていないのですね。森井さんのこの今まで言ってきた発言とは全く裏腹に、日々私どもが実際に感じて指摘していたことがまさにここに実証されているのではないかというふうに思いますが、これはどうでしょうかね。職員課ですかね。

○（総務）職員課長

人事異動は組織の機能向上と職員の資質能力の向上も含めて適材適所を目指して行うという形でございますが、はっきり申し上げて100%の、どなたからも不満のない人事異動というのはほとんど不可能であると思うのですけれども、やはり人事異動を行う中ではそういった組織の活性化を目指しておりますので、今回このようなアンケート結果でそういう声があるというのは受けとめなければならないというふうに考えております。

○齊藤委員

「適性を考慮して」という部分があるのですけれども、「適性を考慮して」というのが55.6%ですよ。逆に言うと、いかに現状、森井さんが適材適所、適材適所ということを言っているのに反して、適性を考慮した異動がなされていないかという現実だと思います。

後半ですけれども、問30で、理想とする組織というのはどういうものかというのが問われていまして、コミュニケーションと信頼関係と。いろいろ今までも、予算特別委員会でも出てきましたけれども、要するに市役所の中での職員間のコミュニケーション、それから信頼関係、これが構築されていないということです、職員同士の間でさえも。これは人材育成する前です。致命的です。このようなことが、信頼関係がなかったら仕事などできないですよ。どのような職場であっても。そういう危機的状態が今の小樽市役所になってしまっているのだと。そののと

ころを本当に厳しく今振り返らなければならない、そういう現状に来ていると思います。

ちょうど今このアンケートがされて、こういう事実が今出てきたわけですから、これをしっかり取り入れるというか、現実を直視するべきだと思いますよ。その部分でどうですか。

○総務部長

今、委員からいろいろお話がございましたけれども、このアンケートにつきましては、先ほど来コンプライアンス推進室もお話ししておりますとおり、選択肢がありましてその中で選んでいるということでございますので、必ずしも、今、委員が言われているように、そういうふうに思っているからこちらをつけたとか、思っていないからとかということではなくて、素直に考えますと、ここで聞かれている設問に対して選んでいるという状況でございますので、いろいろな考えで選ばれている方がいらっしゃると思いますけれども、必ずしも、今、委員が言われているような、そういったことでここが選ばれているというふうになるものではないというふうにも考えます。

○斉藤委員

このその他の意見というところがあるのですけれども、そこに「職員の意見を取り入れようとする姿勢」だとか、「信頼できるトップがいる」ということが大事だと指摘されているのですね。いわゆる現状というのは、職員が意見を言っても、取り入れる姿勢がない。信頼のできるトップがいない。そういうふうに職員自身がもう感じているということです。職員にそういう感覚を持たせるというのかな、それは本当にトップの役割というか、上に立つ人は市長ばかりではないかもしれませんが、最終的にはその範を示すのは市長という一番トップの人ですから、その人がもう信頼できないよと。職員からもトップが信頼できないのだと言われていると思わなければだめですよ。今こういうアンケートが出てきて、こうやって事実が示されたら、市長としたらもっと厳しく捉えるべき。もう遅いと言っても。どうですか。今ここに至っても、そういう捉えができないということですか。

○市長

斉藤委員は、このアンケートに基づいて、るお話をされておりましたけれども、斉藤委員が思われている認識を全て私自身がそのとおりだというふうには思っておりません。

ただ、今御指摘のとおり、そのように感じていらっしゃる方がいるというのは事実でありますから、それについては改善策を図っていくために、私も含めてしっかり行っていかなければならない。そのように思っているところでございます。

そしてもう一点。このたびにおいては、よく皆様からも人事案件に伴って職員のモチベーションを高めなければならないというお話も常々御指摘をいただいているところでございます。やはりその一つの指標として、職員がやりがいを持って行うということが非常に重要であるというふうに思っておりますが、このアンケートに基づいて、そのやりがいを感じているというお話が60%以上いたというのは、非常にこの市として強みであるというふうに思っているところでございます。

（「何を言ってるんだ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

ですので、今後において、やはりこの組織として、その職員が一人一人やりがいを持ってやっていくという体制づくりを、やはり私はもちろんですけども、市として一丸となって進めていくことによって取り組めるというふうに思っておりますので、御指摘の人事異動、それらも含めてしっかり改善を図っていけるように、これからも努力をしていきたい。このように考えているところでございます。

○斉藤委員

最後に、自由記載のところ。先ほども他の会派から触れられていたことですが、全体で161件、そのうち76件が人事管理に関すること。ほかに、本来の目的である研修に関することとかもあるのですけれども、それは比較的少ない、三十何件で、半分近くが人事管理に関することなのですね。それにもかかわらず、主な意見に取り上げられて

いるのが、研修方法についてが10件と大きく取り上げられて、人事管理のことは6件ぐらいしか入っていないということで、これはバランスが逆になっているのではないかなと。実際の出てきた回答数と合わないよという感じがするのですが、どうでしょうか。

○（総務）コンプライアンス推進室主幹

今回のアンケートは、人材育成基本方針の改訂のために実施したものでございまして、主な意見の抽出におきましては回答に参考になるものを中心に抜粋した上、人材育成に直接的にかかわりが大きい研修というものの記載が多くなったというものでございます。

○斉藤委員

最後に、その人事管理に関する意見で非常に傾聴すべき内容であると思うものがありますので、それを読み上げさせていただいて終わりたいと思いますけれども、人事評価制度が有効に機能するとは思えないという意見であります。

「そもそも評価者が業務を理解していることが大前提となるが、現状では、特に二次評価者が業務を知らない状態で人を見て評価しているふしがある。正当な評価がなければ職員の士気は下がるのみである。また、人事評価制度は絶対評価でなければならず、相対評価が入ると、本人の能力、実績の正当な評価が周りの職員次第では保証されなくなる。メンタル等で長期間休んでいたり、明らかに人より能力が劣るとされる一部の職員にのみ給料面での反映をさせるべきと考える」という意見であります。いわゆる人事評価制度というのは、国からいろいろこうおきてきてやらなければならないということで頑張っておられるのでしょうかけれども、現実には小樽市役所のこの今の、ていたらくまで言ったら申しわけないですけども、現実を見るとそう言いたくなるのですよ。

こういう状況の中で、人事評価制度というのは機能するのかという、そういう非常に重い指摘だと思うのですが、これの見解を伺って終わりたいと思います。

○（総務）コンプライアンス推進室主幹

今回のこの記載を書かれている方のように、人事評価制度におきましては、公正に、絶対的に評価するということが最も大きな課題の一つというふうには考えてございます。

現状では、管理職対象の評価研修を実施するなど、評価のばらつきのないように、納得性と透明性のある制度を担保できるように努めているところでございまして、後段の方が言っているような給料反映等の部分につきましては、今、職員課でこれから制度設計というところがございますので、これからこういう意見も参考にしながら進めていきたいと考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時31分

再開 午後 4 時48分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

◎議案第24号について

まず、議案第24号について伺いたいと思います。

これまで、さまざまな会派がこの問題について議論してきました。かぶる部分もあるかもしれませんが、お答え願いたいと思いますけれども、今回、減給10分の1を1カ月としたということでありますけれども、どのような事例から1カ月としたのか、お答えください。

○（総務）職員課長

まず管理監督責任という部分と、それと誤った条例解釈を認めてきた責任のとり方として、これまで管理監督責任として懲戒免職処分という重大な案件における管理監督責任として減給10分の1、1カ月というものが代表的な管理監督責任というところで、本件については先ほどもお話ししましたが、関係職員の処分はまだ決まっていない中で、その管理監督責任と誤った条例解釈を認めてきた責任ということで10分の1、1カ月が相当であると考えたところでございます。

○酒井（隆裕）委員

我々日本共産党は、一刻も早くみずから処分をすべきだというふうに申し上げてきましたけれども、それであれば、なぜ、今回の説明の中で、この三重の枠内の上3行だけ書いて出せばよかったのではないのでしょうか。

後からこういった理由をつけて、いかにも私は悪くなかったというような言いわけをするようなことをする必要は全くなかったのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

これまで正しいと思ってきた認識が間違っていたというところで、特に物販店の部分につきまして、係留施設につきましてはコンプライアンス委員会からの指摘どおり、漁港区においては漁船のための係留施設が認められるというところで、観光船の係留施設というのは認められないという部分はそのまま受け入れているところでございまして、特段の認識の違いの精査という形には至っていないところでございますけれども、やはり物販店につきましては、資料に書いたとおり、これまでの判断基準としては主たる利用者、従たる利用者をしんしゃくすることなく、港湾施設従事者の方またはその利用者の方が利用する観光目的の店舗であるとしても、利用するというところでそれは拡大解釈につながったというところの理解を、顧問弁護士の見解を受けてその部分を整理し、それを踏まえた上で今回の責任のとり方としての減給条例案の提案につながったところでございます。

○酒井（隆裕）委員

全く納得できるものではないと思います。

何よりも、今回の処分で市長は十分に責任を果たしたというふうにお考えだということについて他会派からも質問があり、それに対しては重い処分だということを市長自身が答弁されています。

私は、今回の条例案については、一旦取り下げて改めて出し直すべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

市長の責任のとり方として、このたび提案させていただいた内容が本件における分区条例違反の責任として相応だというふうに考えているところでございますので、取り下げて出し直すということは考えてございません。

（「あんたが言う話か」と呼ぶ者あり）

○酒井（隆裕）委員

非常に納得がいくものではありません。これに対しては相応の態度をとりたいと思います。

◎ご当地ナンバーについて

次の質問に移ります。

ご当地ナンバーについて伺いたいと思います。

まず、このご当地ナンバーについて、どのような経緯で導入実現に向けた取り組みが進められることになったのかお伺いいたします。

○（総務）企画政策室安部主幹

この取り組みの経緯につきましては、本年 5 月 30 日に、国土交通省から、三回目になりますご当地ナンバーの追加募集が報道発表されました。

その中で、かつて過去に二回募集があったのですが、その際にも市として取り組みできないかという検討もなされた経過もありまして、今回三回目が報道発表されたことを受けて、小樽ナンバーというものを導入できないかということの検討を始めたいと考えたところです。

○酒井（隆裕）委員

私も、この後何事も起こらなければこのまま小樽市に骨をうずめることになるのかなと思いますし、小樽市についても非常によいまちだと思います。

そういった面で、こういった小樽ナンバー導入ということは私はよいことであると思いますけれども、やはり懸念されることというのはたくさんあるのです。それについて聞いていきたいと思うのですが、まず確認したいのが、原動機付自転車ですとか小型特殊自動車等の新課税標識とは今回のご当地ナンバーというのは異なるものであると確認してよろしいですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

原動機付自転車ですとかのナンバーとはまた別の制度で、今回要綱等が整備されております。

例えば、これまで 10 万台の登録台数を超えることというのが要件だったのですが、このたび国から提示された基準におきましては、対象地域、複数の市町村を含む地域を対象地域として、観光著名地等であれば登録自動車数がおおむね 5 万台を超えていることであれば、図柄入りのご当地ナンバーというものが導入できるようになったということで、原動機付自転車のナンバーとは若干制度が違うものと認識しております。

○酒井（隆裕）委員

寄附金があれば華やかなものができて、そうでなければ普通の小樽ナンバーということの認識でよろしいでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

今回公布されました要綱では、フルカラーのものが寄附金付ということで、モノトーンの図柄のものは寄附金なしということで、それからもう一つ、図柄のない、単純に今のような、今「札幌」とあるのですが、それが「小樽」となった図柄のないナンバー、3 種類から選べることになっております。

○酒井（隆裕）委員

ここで今回、仮に小樽ナンバーが導入されるということになりますと、対象地域内に使用の本拠を置く全ての登録自動車が小樽ナンバーとなるというような理解でよろしいでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

今の国の予定では、平成 32 年度からこのご当地ナンバーの交付が開始するということですが、32 年度にも導入されたとしましたら、それ以降に新規登録される小樽市ですとかその他の小樽ナンバーをよしとする地域で新規登録される車が小樽ナンバーに変わっていくということになっています。

○酒井（隆裕）委員

例えば、私はなれ親しんだ札幌ナンバーがいいなという方でも、新車や移転などで登録する際には小樽ナンバーに強制されるという認識でよろしいですね。

○（総務）企画政策室安部主幹

そのとおりでございます。

○酒井（隆裕）委員

ここで問題となったのは、世田谷ナンバーです。裁判ざたになりましたよね。このような事例については御存じ

でしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

認識しております。

○酒井（隆裕）委員

世田谷区では、住民の約 8 割が賛成したとされているのです。ここでアンケートをとったらしいのですけれども、4 割近くの方が免許を持っていないくて、7 割が高齢者で偏りがあるということがこの裁判を起こした方から指摘されているわけでありまして。そして、この方たちは、品川ナンバーから変われば住所が特定されるおそれもあるということを追いつまれているわけでありまして。今回このような導入に向けての検討に当たって、住民に向けて意向調査を行うということでもありますけれども、どのように意向調査を行うおつもりでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

今後の進め方につきまして、国土交通省から出されております地方版図柄入りナンバープレート導入要綱に基づきまして具体的に申し上げますと、今回の募集の要件としまして、先ほども申し上げましたが、複数の市町村を含む地域を対象地域とするとありますので、まずは北後志を初めとした後志管内の近隣の町村に対しまして小樽ナンバーの導入について、まず行政として合意いただけるかどうか、その意向確認をしたいと考えております。それで、ここで合意いただける町村があつて、これもまた募集の要件となっているのですけれども、対象地域内の登録自動車数がおおむね 5 万台を超えるということがかなえば初めて導入の申し込みが可能になるということになりますので、その次のステップとして対象地域内の全市町村の地域住民の意向をアンケートなどにより確認したいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

住民に対して意向もあるのですけれども、反対の声があるという場合にはどのように対応されるおつもりでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

ただいま申し上げましたアンケートをやったとして、その結果、例えば過半数から賛同が得られたとしても、過半数ぎりぎりであれば約半数が反対なわけでありまして、直ちに導入申し込みをするということにはならないと考えておりますので、そこはその結果を見ながら他の町村とも十分に協議しながら慎重に判断しなければならないと考えております。

○酒井（隆裕）委員

札幌ナンバーというのはとても広いのですね。滝川市から島牧村。こういった札幌ナンバーということの匿名性ですとか、仮に小樽ナンバーということで小樽市、北後志ということで仮にした場合、地域が特定されるということについて、どのような見識をお持ちでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

今、委員がおっしゃったような部分につきましては、やはり住民アンケートの結果を見て、いろいろ考えなければならぬことかなと思っておりますけれども、今回導入したい、導入に向けて動き出したいということに関しましては、小樽という一つの地域名を使って、北後志・後志地域の PR ですとか、それからそこに住む人々の地域に対する愛着を醸成していくですとか、そういった効果も期待しての考えで進めていっておりますので、当然その反対部分の反対意見を持たれる住民の方にも十分配慮しながら進めていきたいとは思っております。

○酒井（隆裕）委員

小樽市ということであれば、おおむね賛同は得られるというふうに思うのです。ただ、北後志 5 町村だけではなくて他の後志 14 町村ということで広げてしまいますと、なかなか難しいのかなと思ったりもします。例えばニセコ町まで含むという形になったら、やはりニセコナンバーのほうがいいよね、羊蹄ナンバーのほうがいいよねとかと

いう話になってしまった場合に、なかなか大変なことになってしまうのかなというふうに思うのですけれども、こういった他の後志市町村に、これまで意向というのは示していらっしゃるのでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

全町村に個別にはまだお伝えはしていませんのですけれども、例えば町村会の会長の町である共和町ですとか、北後志の町村会の会長である赤井川村ですとか、北後志に関してはそのほかの町村についてもですけれども、そことは個別に説明はさせていただいております。

○酒井（隆裕）委員

それでは、既にご当地ナンバーを導入している地域名というのを幾つか示していただけますでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

道内ではまだないというふうに聞いております。本州では、例えば富士山ですとか、あとは鈴鹿ですとか、それから先ほどおっしゃられておりました世田谷ですね。幾つかあるというふうに認識しています。

○酒井（隆裕）委員

おっしゃられたとおり、都市名でやられているというところは大都市が多いのです。その一方で地域名でやられているところは小さいところが比較的多い。奄美などもそうですね。そういった点から言って、私はやはりかなり慎重にやらなければならないなというふうに思っています。

そこで、スケジュールが既に表示されておりますけれども、ここでは10月末までに各町村の意向調査、合意形成、こういったことが出されておりますけれども、こういったことというのは、現在可能だというふうにお考えでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

とりあえず、10月末までに、まず行政として町村との合意形成まで図ればなというふうに考えております。

それから、地域住民の合意形成につきましては、その後、北海道後志総合振興局とも確認いたしまして、導入申し込みのリミットが来年の3月30日までになっておりまして、それまでの間にもし賛同が得られる町村があれば、その町村も含めて、小樽市も含めまして住民の意向調査をしたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

私はやはり慎重であるべきだと思います。来年3月30日までというのは本当に期限がないのです。そういった中で各町村の意向もしっかりと固めて、しかも住民の意見なども全部踏まえてというのは、やはり無理があるのではないかなと思うのです。あせることなく、そういった意向などもしっかり調査した上で、慎重に考えていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

各町村とのまず合意形成の部分で、よく町村の意見なども聞きながら、その後のステップに行けるのかもも含めて慎重に検討してまいりたいと思っております。

○酒井（隆裕）委員

当委員会にも適宜報告をしていただきたいと思います。

◎総合計画審議会委員について

次に、総合計画審議会の委員についてお伺いしたいと思います。

ここで問題となるのは、30名から35名ということについては良としたものの、その中身についてであります。議会の中ではさまざまな意見なども踏まえて総合的に判断していくということでしっかりと議論することが求められているわけですが、いずれにしても期限が限られているわけであります。

ここで問題となっているのは、市長が必要と認める者がこれまでよりも大きくなり、その一方で民間諸団体の代表者にかわる公共的団体等から推薦された役職員がそれまでの16名から10名程度と大きく減らされているというこ

とが大きな問題であります。

ここで市長が必要と認める者についてはどのような方を想定されているのか、お伺いいたします。

（「後援会か」と呼ぶ者あり）

○（総務）企画政策室品川主幹

市長が必要と認める者の部分でありますけれども、報告資料にも記載してございますとおり、連携協定締結している大学の学生ですとか、各分野において知識・経験を有する方などを想定しているところでございます。

考え方としては、団体ですとか役職ですとか、そういったものにとらわれずに、まちづくり活動ですとか、そういった実践の場で広く活躍している方ですとか……

（「森井ひであき後援会とか」と呼ぶ者あり）

学識経験者といった、ほかの枠に当てはまらないような方にも意見を聞いてみたいというような方がいらっしゃるのではないかとということで、今回この枠で選任したいというふうに考えているところです。

○酒井（隆裕）委員

連携協定を締結している大学の学生というお話が出てきました。この中身で既に各種委員会というもので、委員構成を出されているものがあるのですけれども、これまでこういった連携協定を締結している大学の学生ということを選ぶというのはあったのでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

人口対策会議におきまして、その大学の学生が委員のメンバーになっているという事例はございます。

○酒井（隆裕）委員

今回の部分というのは、普通にそういった方が必要であれば、市政全般に関心があり審議会への参画を希望する市民ということで、そこの部分の定員をふやせばいい話ではなかったのではないのでしょうか。なぜわざわざここに学生という名前で、市長が特にということで入れなければならなかった、その理由について御説明願えますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

今回、市政全般に関心があり審議への参画を希望する市民、この枠で想定しているのが一般公募、自発的に応募された方ですとかエントリー制度の登録者、無作為抽出の方を想定してまして、ただ現実、なかなか若い世代の方、自発的な応募というのが少ないという現状がございますので、こちらから声かけするという場合には、市長が必要と認める者、この枠で選任するのが適切なのかなというふうに考えたところでございます。

○酒井（隆裕）委員

適切ではないと思います。普通に、市政全般に関心があるということで、ここに学生枠をつくって入ってもらふということにして何の問題もないではないですか。何か理由があってやっているとしたら私は思いません。

もう一つの理由について、各分野において知識・経験を有する方などを想定していると言いますけれども、こういった方についても学識経験者の枠のところに入れればいいだけの話ではないですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

今回、まだ具体的にどういう方をお願いするのか、そういうことがまだ決まっていない中で、まず枠組みとしまして、その学識経験者で今のところ想定しているのが、例えば大学に推薦、選出してもらふとか、そういったことを考えていますので、そうではないということで、今の段階では市長が必要と認める者の枠で考えておりましたけれども、実際、選任を進める中で、この方は学識経験者と言うにふさわしいという方がいらっしゃいましたら、こちらの枠に振りかえるということも想定はしてございます。

○酒井（隆裕）委員

やはり理解できないのですよね。もしこれで必要だと言うのであれば、公共的団体等から推薦された役職員という、すごくアバウトな書き方をしているのですよ。ここから選べばいいだけの話なのです。学識経験があるのだっ

たら学識経験で選べばいいし、そうでなければ普通の市民枠で出ていただければいいだけの話なのです。わざわざここでやってもらう必要はないのではないかと思いますのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

市長が必要と認める者ですけれども、予算特別委員会でも申しあげましたけれども、これは審議会を設置するとにその時々の方で選んでおりまして、民間企業の代表の方であったりとか、それが前々回です。前回につきましては、この市長が必要と認める者の枠は一般市民公募ということで使っておりました。今回につきましては、この枠は団体ですとか大学ですとかそういったところから推薦によらず、こちらから、団体とか役職とか、そういった枠にとらわれず意見を聞いてみたいという方を想定しているものですから、まずは市長が必要と認める者は今回はそういう考え方で人数枠の設定をしておりました。

ただ、実際その選任を進める中で、これはほかの枠にも当てはめられるのではないかという方がおりましたら、その市長が必要と認める者の枠にこだわっているわけではございませんので、今の段階で具体の選任がまだされていない中ではこういう人数枠ということでお示したところでございます。

○酒井（隆裕）委員

何でこんなところにこだわっているかといいますと、要は民間諸団体からかわった公共的団体等から推薦された役職員というのがこれまでの16から10人と大きく減らされているのです。その一方で市長が特に必要と認める者については、それまでの4名から七、八名と大きく引き上げられているのです。公募市民というのは、市政全般に関心があるということで選ばれているのですから、市長が特に選ぶという方は多くても2人ぐらいだなというのが、予算特別委員会のときにも私は思っていたのです。やはり引き上げる理由というのは全然ないのです。

ここで問題になってくるのは、市長と辻立ちされていた方が選ばれるのではないかという問題です。その方は、選ばれていると思われる委員会では、まだ発言されていないそうですね。多分これから活発に発言されると思います。その方以外の委員方は、とても立派に発言されていますよ。私はこういうことはあってはならないというふうに思うのです。市長はこう言いました。「私は行動をとともにしているかどうかや立場、肩書にかかわらずこのまちをよくしていきたい、貢献したいという思いを持っている方は誰しもが参画し得る。真のオール小樽と言えような委員構成にしたい」、いや、立派なこと言っているなと思うのです。だったらきちんとした枠内でこうやって選べばいいだけの話ではないですか。変に市長が必要と認める者ということでねじ込める必要はないというふうに思います。

先ほど、委員構成についてはまだ固まっていないということなので、こういった意見も踏まえて選任するというようなお考えで確認してよろしいですね。

（「一緒に辻立ちしている人は入っていないのでしょうと質問すれば。東京都の知事と同じようなことが」と呼ぶ者あり）

（「普通はありえないって」と呼ぶ者あり）

（「原課では答えられないでしょう」と呼ぶ者あり）

○（総務）企画政策室品川主幹

具体的にどのような方を選ぶかということにつきましては、本会議で答弁したとおり、市長と行動をとともにしているかどうかという観点によらず、このまちをよくしていきたい、貢献していきたいと思う方を幅広く選任したいと、その考え方は変わっていないところでございます。

ただ、その人選につきましては、これから庁内で相談しまして、公平・公立な人選に努めたいと考えておりますので……

（「前科あるじゃない」と呼ぶ者あり）

そのように考えているところでございます。

○委員長

傍聴者はお静かにしていただきたいと思います。

○酒井（隆裕）委員

市民はしっかり見えていますから、どのような方が選ばれるか、どのような構成になるのかということは見ていますから、しっかり真の公正・公平な、そうした選任に努めていただきたいと思います。

◎観光地における自衛隊の訓練について

次に、観光地における自衛隊の訓練について、お伺いいたします。

9 月に日本共産党に、天狗山で自衛隊の訓練が行われているというような通知がございました。それを受けて菊池葉子道議会議員らが直ちに調査をいたしました。こうした訓練の事実がありましたか。

○（総務）総務課長

これは陸上自衛隊第七師団から 9 月 4 日から 6 日に大規模災害時の通信訓練を実施するため、港湾施設の行事等許可申請がございました。そのように 8 月 7 日に、産業港湾部港湾室に申請があったということで聞いてございます。

○酒井（隆裕）委員

それを受けてどのような対応を行ったのでしょうか。

○（総務）総務課長

港湾施設管理使用条例等を遵守するなど許可条件を付して、8 月 8 日付で許可したということで聞いてございます。

○酒井（隆裕）委員

それでは、今年度に本市に寄せられました自衛隊の訓練に係る照会というのは、どのようなものがあったのかお示してください。

○（総務）総務課長

今お話をしたもの以外に、7 月初旬に陸上自衛隊の真駒内駐屯地から観光振興室に連絡が入りまして、祝津パノラマ展望台で訓練することができるかどうか、これは問い合わせだけだったということで聞いてございます。それから、7 月 25 日に、これは私どもも絡んでおりますけれども、用地管理課に陸上自衛隊の南恵庭駐屯地から、10 月 3 日から 5 日でおたるドリームビーチでの水陸両用車による訓練を行うに当たって、市道を通行することについての事前協議を行いたいということで照会はございました。

○酒井（隆裕）委員

この三つの件に共通するのは、市民の憩いの場でありますとか、それから観光地であると。こういうところで訓練を行った、もしくは行おうとするものであります。私は、今回のこの 3 カ所に限らず、市民の憩いの場でありますとか、また観光地、こういったところで訓練を行うということは望ましくないというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）総務課長

小樽市は観光都市を掲げるまちでございますので、決して好ましいこととは思ってございません。

○酒井（隆裕）委員

ドリームビーチの訓練も、私は幾つかこの総務常任委員会の中でも聞いたことがあると思うのですが、最初のとき、どのように言っていたかという、水難救助訓練が目的だというふうに照会をかけているのです。でも実態はどうだったかといいますと、水際地雷敷設訓練。砂浜に地雷をまく訓練。これが結局の目的だったということが明らかとなったわけでありまして。結局、水難救助訓練というのは、その後も一切行われなかった。言いわけにすぎなかったと思うのです。今回も災害時の通信訓練に名を変えた訓練であるおそれはないのでしょうか。

○（総務）総務課長

あくまでも自衛隊からの申請につきましては、災害時の通信訓練ということでの申請でございますので、私たちとしては、疑う理由がないということで考えております。

○酒井（隆裕）委員

それでは、この天狗山の後、どういった情報収集を行ったのでしょうか。

○（総務）総務課長

実際に実施したかどうかということについては、私どもは把握してございませんでしたので、改めまして第七師団に、電話でしたけれども確認をいたしまして、実際に行ったということで聞いてございます。また、その中では、実際に天狗山の管理をしている中央バス観光商事にも伺いまして、そういった事実があったかどうか、どういった照会があったかというようなことは聞いてございます。

○酒井（隆裕）委員

市役所に対して市民からの問い合わせというものはありましたか。

○（総務）総務課長

問い合わせはございません。

○酒井（隆裕）委員

自衛隊からの情報提供というものはあったのでしょうか。

○（総務）総務課長

特にございませんでした。

○酒井（隆裕）委員

それでは、市民へ情報提供というのは行いましたか。

○（総務）総務課長

特に情報の提供はしてございません。

○酒井（隆裕）委員

ここで紹介したいのが、その場に居合わせた観光客の言葉というものを紹介したいと思うのです。「せっかく小樽に観光に訪れたのに、なぜここに自衛隊が」というものでありました。これまで幾つかものが出されていますけれども、結果として観光客の迷惑になったのではありませんか。

○（総務）総務課長

中央バス観光商事にも聞き取りをしましたけれども、特にそこからは観光客からの苦情はなかったということで聞いてございますので、その時点で迷惑になったかどうかということは把握してございません。

○酒井（隆裕）委員

今回のこの３件についてですけれども、担当しているところというのがそれぞればらばらなのです。一つは産業港湾部港湾室管理課、一つは総務部総務課と建設部用地管理課、もう一つは産業港湾部観光振興室。ばらばらに対応することは適切であったとお考えでしょうか。

○（総務）総務課長

実際に先日の高野議員の代表質問の御質問の中でも、私どもは、ドリームビーチで訓練をしたいということに対して再考いただきたいということで、そのようにお伝えをしてございます。

ほかの課ですと、実際に市民それから観光客への影響がないということで実際に許可をしているということがございますので、そういった対応がばらばらになっているということについては課題があるということで認識してございます。

○酒井（隆裕）委員

そもそも事務分掌上では総務課が窓口となるものではないでしょうか。今後は総務課が窓口となって、その上で各担当部課が対応するべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）総務課長

実際、事務分掌上、総務課が自衛隊担当ということは記載してございませんで、他に属さないものということで私どもがやっているわけですが、実際にそれぞれの所管課がばらばらの対応ということはよくないと思いますので、情報収集できるような仕組み、それから統一的な対応ができる仕組みが必要かというふうには考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

情報収集する仕組みというのは、とても大事だと思います。ただ、今回の件について把握していなかったというのは問題であったというふうに思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○（総務）総務課長

実際に港湾室管理課に申請があったときに総務課に情報提供があったのですが、私ども、情報提供があった、そしてそれを特に問題視することなくおりましたので、実際にドリームビーチの対応を考えれば、そこで何かしらの訓練の内容を聞くなりすべきではなかったかなというふうには思っております。

○酒井（隆裕）委員

しっかりと情報収集を行っていただきたいと思います。

そもそも私たち日本共産党は、この自衛隊の訓練全てを否定しているわけではないのです。演習地で行う訓練全てを否定しているわけではありません。ただ、観光地ですとか市民の憩いの場でありますとか、こういったところで行う訓練については配慮していただきたいという願いであります。

今後において、照会があっても、観光地のイメージを損ねることですとか、また、市民や観光客の迷惑になることが懸念される場合には、実施を再考していただくようお願いすることが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）総務課長

実際、先般ドリームビーチでの訓練につきましては、再考いただきたいということで私どもお話をしております。そういったことを考えますと、観光地のイメージダウン、それから市民生活、それから観光活動への影響、こういったことが懸念されることですから、別の場所でやっていただくなど再考いただくということは、そういったことを含めてしっかりお伝えしていきたいというふうには考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

◎新・市民プールについて

最後に、新・市民プールについて、お伺いしたいと思います。

いつになったら他都市の視察に行くのだというふうに言っていましたけれども、今回、道内・道外と視察されたということでもあります。私どもとしては、複合施設に限ったという、視察の目的がそうだといえ納得がいかないものであります。やはり身の丈に合ったプールを一刻も早く実現するということが必要ではなかったのかなというふうに思います。

ここで伺いたいのが、現状の小樽市としての考え方においては、複合施設ありきであるのか、複合施設重層型ありきであるのか、それからもう一つは、P F I ありきであるのか。そのことについて伺いしたいと思います。

○（総務）企画政策室尾作主幹

新・市民プールの整備方針の件についてでございますけれども、複合施設がありきなのか、重層型がありきなのか

か、また P F I の活用がありきなのかという御質問でございました。

今回、視察に参った目的としましては、今、委員からお話いただいたように、整備の具体化に向けてプールを含む複合施設の整備手法を参考とするために視察に行っていました。ですので、今回視察した施設につきましては、黒松内町の総合体育館を除きまして複合施設を視察してきた形になっております。

視察した担当の印象といたしましては、やはり複合することによりまして老朽化した公共施設の課題を一度に解決できるですとか、そういう形の、P F I を活用しての施設と活用していない施設がございまして、こちらにつきましては、市それぞれの自治体の財政的な状況に鑑みて活用を判断しているような状況でございました。

決して現在、複合施設で話がもう決まったということにはなっておらず、重層型というふうにも決まっております。まずは、複合施設の整備手法を参考に視察に行ってきたところでございます。

○酒井（隆裕）委員

見に行くことは決して悪いことではないのです。そして、参考にすることも決して悪いことではないと思うのです。ただ、身の丈に合わない施設をつくろうとする余りに、結果として市民にとって不都合が生じることはやはりあってはならないと思うのです。そういうふうにしてまで身の丈に合わないプールを求めているわけではないというふうに思います。

道外で幾つかのところで P F I 手法でつくられた施設というのがあるというふうに聞いています。しかし、その中では、結果として、プールを一刻も早く建設してほしいという市民の声から行ったにもかかわらず、結果として、その市内事業者に対しては仕事が全く来なかったと。それで、その後の維持管理についても、市内の方に全く仕事が来なかったと。こういったことも結果としてあるわけです。

私は、先ほど、決して重層型や併設型などがありきではない、P F I などもありきではない、あくまでも参考にしていくということでありますから、こういった事例を、よい面も悪い面もあるということもしっかりと参考にさせていただいて、場所の選定、それから建設形態の選定などを行っていただきたいと思います。

最後に、小樽公園の建設ありきではないということを確認させていただきたいと思います。

○（総務）企画政策室尾作主幹

建設場所についてでございますが、以前から報告させていただいております市内の中心部を含めて、市有地ですとか、私の所有している民有地ですとかを含めた敷地の中で、どのような建設物を建てるかによりまして場所は決まってくるというふうに考えておりますので、小樽公園は有力な候補地の一つであるというふうには考えておりますけれども、そこに決まっているということではございません。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

安斎哲也委員に移します。

○安斎委員

◎新・市民プールについて

まず、今の市民プールの関連で、今後の進め方で、今年度中にお示しできるようにする、さらに検討を進めていくということですが、今年度中というのは一体いつなのかということをお聞かせください。

○（総務）企画政策室尾作主幹

プールの建設の方向性をいつ出すのかという御質問でございましたけれども、これまで報告させていただいているように、今年度中に建設場所ですとか建設形態を含めて方向性をお示ししたいということで答弁させていただいておりますので、今年度中ということになります。

○安斎委員

今年度中といっても 3 月には議会がありますよね。次の常任委員会にはお示しされるかどうかを伺います。

○（総務）企画政策室尾作主幹

今年度中のいつなのかということですが、今回、視察を 8 月の初旬に行っていました。これはできるだけ早く方向性を出したいという気持ちもございまして、道内・道外含めまして各地の方に御協力いただいて視察をしてきたところでございます。そして、庁内のプールの整備の検討会議に視察を報告しまして、今後の進め方を協議したいということで担当からは報告させていただいておりますので、できるだけ早期にお示しできればなというふうには考えておりますが、まだ具体的に、この視察結果の報告の後、具体的な協議はまだ行っていない状況ですので、明確にはお答えできません。

○安斎委員

◎組織改革について

次に、組織改革について一点だけ伺います。もろもろ報告いただきましたが、かねてより私はこの現庁舎の中では限界があるというふうに考えているのですけれども、これを実際に来年度やるとしたらどういうふうに庁舎の中を区割りしたりしていくのか。今お示しできることがあれば御見解を伺いたいと思います。

○（総務）組織改革担当次長

組織改革に係る庁舎の執務室の関係ですけれども、現時点で報告、答弁できるような状況ではありません。

ただ、以前に安斎委員から同じような御質問があったときに、本庁舎のスペースを見ていただければわかるように、利用できるスペースとしましては、旧観光振興室、それと医療保険部の廃止に伴いまして、別館 1 階の福祉医療課のこども・ひとり親担当が別館 4 階の子育てのほうに移る、それと医療保険部長室を解体すればそのスペースができる。そのような限られたスペースの中での執務室の利用になりますので、今回いろいろ報告させていただきましたけれども、この執務室の問題というのは、非常にこれからの組織改革を進めるに当たっても非常に重要な課題でありますので、総務部の庁舎管理とも協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○安斎委員

◎議案第 24 号について

では、議案第 24 号について質問いたします。

まず、3 店舗のうち、3 店舗というのは分区条例違反ではないかと顧問弁護士に見解を伺った部分ですけれども、3 店舗のうち 2 店舗は違反がない。もう 1 店舗は適合しない可能性が大きいという判断です。先ほど午前中の私の質問で、U フックの撤去の関係の小樽市施設管理条例は、不適切であるけれども法令の違反ではないから減給条例の対象にはしなかったということでもありますけれども、違法ではないから減給対象にしないと言っているのに、適合しない可能性が大きいというのを過去からの誤った判断だったということで減給対象にしたということが全く整合性がとれませんので、この二点についてのそれぞれの見解と整合性が合うように答弁を求めます。

○（総務）職員課長

まず一つ、誤った条例解釈という部分で、その 3 店舗のうち 1 店舗が可能性が大きいという指摘の中で、過去からコンプライアンス委員会までの指摘を受けた中での誤った条例解釈のうちの一つということで、今回の量定については、あくまでも今回、高島漁港区におけるコンプライアンス委員会から指摘を受けた観光船の係留施設という部分が違反。それと飲食店及び物販店というくくりの中の休憩棟が分区条例違反ということでの整理でございます。

○安斎委員

私が言っているのは、コンプライアンス委員会の指摘で、U フックの関係の小樽市港湾施設管理使用条例で適正な運用を誤り行政手続として不適切であったと考えられると言われているのは、先ほどの私の午前中の質問では、不適切であるけれども法令違反ではないから減給対象にしていない。片や、1 店舗が適合しない可能性が大きいと、

不適切でも違反とかでも適合しないと断言されているわけではないものを過去からの誤った条例解釈に入れ込んで減給対象にしているのは、整合性がとれないのではないのでしょうか。整合性がとれるように説明を求めますというものでありますので、答弁願います。

○（総務）職員課長

申しわけございません。分区条例違反といわれる減給条例の対象、つまりは量定を判断する上では法令違反の部分を取り上げて、法令違反のおそれがあると言われた港湾施設管理使用条例については含めてはいなかったですけども、もう一つ、条例解釈の認識の違いの精査における調査において、そのうち 1 店舗については適合しない可能性が大きいという、断定されている顧問弁護士の見解ではございません。ございませんが、もちろん実際に現況調査等をした上での判断ではなくて、関係書類での顧問弁護士の見解ではあるのですけれども、これまでの認識として、判断基準として、観光目的の施設であったとしてもその港湾施設に従事されている方やその施設を利用される方が利用するということが見込まれるというところのこれまでの誤った、飲食店及び物販店の部分でいう条例解釈がコンプライアンス委員会から、それは誤っているという指摘を受けましたので、ではその指摘を受けた違いを精査する上で、実際本当に違反するのか違反していないのかというところは、最終的な現況調査とかをしているわけではないので。ただ……

（「調査していないのに判断してしまったということですか」と呼ぶ者あり）

適合しない可能性が大きいという部分、顧問弁護士の見解を受けて、今回の高島の部分以外にもそういった誤った条例解釈があったという位置づけをしたところでございます。

○安斎委員

いいですか。私が言っているのは、3 店舗を対象にして調べたのに、2 店舗は違反ではなかったと。もう 1 店舗は適合しない可能性が大きいというふうになっているのです。ということは違反ではないのですよ。違反ではないのに、それを過去からの誤った条例解釈だと言っているのはおかしいのではないのでしょうか。しかも法令違反との指摘ではありませんので減給対象にしていないというのが港湾施設管理使用条例の部分で言っているのに、全く整合性がとれないので、どうしてそういう判断を変えているのか。これの整合性がとれるように説明をしていただきたいということで答弁を求めています。今、職員課長がおっしゃっていただいたのは背景の部分でしかないので、どうしてそうなったのかを求めます。

○委員長

理解できますか。

○総務部長

先ほど佐々木委員にも説明しましたがけれども、あくまでも今回の減給条例の量定につきましては、コンプライアンス委員会からの結果、特に今、職員課長も説明しましたとおり、違反だと言われている部分を捉えて量定を考えております。ですけれども、今、委員が言われているこの 3 店舗のうちの 1 店舗につきまして適合しない可能性が大きいと考えられると言われているこの部分は、下の表にございますとおり、これまでの判断基準と今後の判断基準、これについての違いを見るためにやったものでございまして、決して量定を考えるためにやったものではございませんので、そこが違っているということでございます。これで御理解いただけますでしょうか。

（「ちょっと違うんだよな」と呼ぶ者あり）

○安斎委員

では、量定に「過去からの誤った」と入れなくていいのではないのでしょうか、となりませんか。だって違反ではないのだから。減給条例の対象にしていないのですもの、港湾施設管理使用条例の部分は。

○（総務）職員課長

顧問弁護士に依頼したのは、あくまでも認識の違いの精査ということで、これまでの判断基準が条例解釈が誤っ

ていたという部分と、では正しい、飲食店及び物販店の部分に限った認識の違いの精査ではあるのですが、はっきり条例違反だというような見解ではなく、ここの説明資料の文面にあるとおり、可能性が大きいというところの見解をいただく上で、では何をもって適合しない可能性が大きいというふうに顧問弁護士が見解を述べたというところで、資料にも書いていますけれども、港湾施設関係者を主たる利用者とするものではなく、より広く観光客や一般客を対象に営業を行うものと考えられるこの 1 店舗ということで、そうであれば分区条例でいうところの港湾施設等に従事する者及びその利用者のための飲食店が適合しない。そういう目的であれば適合しないだろうというところで、その見解を受けて今後の判断基準にしましたが、今後はやはり主たる利用者が港湾施設従事者等であるか否かを重要な判断要素で捉えるとともに、店舗の設置目的、業種、業態をも、それも鑑みて総合的に判断しなければならないという結論に至ったところでございますので、そういった顧問弁護士の見解というところに、より広く観光客や一般客を対象に営業を行うものという意味は、要は拡大解釈につながった要素であると。そこが誤った条例解釈につながった要因であるというところの表現でございます。

○安斎委員

では、港湾施設管理使用条例は不適切だと断言されているのに、法令違反という指摘ではないから減給条例案の対象にしなかったのですか。

○（総務）職員課長

港湾施設管理使用条例は法令に違反するおそれという判断でございまして、それが直ちに法令違反と判断された二つの事案とは違うという捉えをして、今回の減給条例の対象にはしていないというところでございます。

○安斎委員

いいですか。不適切だと断言されたものを減給対象にしていないのに、適合しない可能性が大きいと示唆されている部分を過去からの誤った条例解釈だとひもづけて言っているのはおかしいではないですかと。適合しない可能性が大きいというものを過去からの誤った条例解釈に入れ込んで説明しているけれども、何で不適切であると断言されたものが法令違反の指摘ではないから減給対象にしていないのか、この整合性を聞いているのです。背景はわかっているのですけれども、片や可能性が大きいものを条例解釈の誤りだと断言しているのに、片や不適切だと断言されているのに違反の対象にしていない、法令違反ではないからと言っていると。これの何でこの違いが出ているのですかというところを聞いているので、その説明をお願いしたいと思います。

○（総務）職員課長

港湾施設管理使用条例においては、行政手続として適切な運用を誤って、それが不適切であったという判断でございすけれども、その通報の内容にも記載しているとおり、その係留許可に至る手続の中で、要は例外的な扱いをする合理的な理由もないのに、一回取り外してつけ直すというところをはしょったといえますか、そういった行政手続が不適切であったというところでございすので、そういった事務手続の不適切という部分と実際分区条例で規制している建ててはいけない建築物、係留施設も含めてですけれども、それを違反したといったところの中では減給条例の量定に反映はさせていないというところでございす。

○委員長

委員長から申し上げますが、なかなか今の御答弁では、安斎委員も私もよく理解できないのです。なぜ、不適切であった部分、また可能性が大きいのにその部分、お互いに整合性がとれない、その根拠は何かという部分で安斎委員は質問しておりますので、それに答えるような答弁をお願いいたします。

（発言する者あり）

○（総務）職員課長

顧問弁護士の見解のうち、適合しない可能性が大きいと考えられるのが、今、高島の関係以外の店舗で、そういう適合しない可能性が大きいというところは、先ほど言ったとおり、判断基準にかかわってくるものでありますけ

れども、これが条例違反と断定されているわけでもありませんし、こちらとしてもそれは断定しているわけではありません。その中で、条例解釈、誤った条例解釈の中の要素には入るという捉えをしているところでございますので、あくまでも……

(発言する者あり)

条例解釈の中で過去からのという部分は過去からのコンプライアンス委員会に指摘を受けた、当然この中には、高島漁港区における二つの分区条例違反も当然入っているという意味合いでの記載ではあるのですけれども。

そういうところで、誤った条例解釈というところの要因にこの 1 店舗の見解が含まれているというところでございますので、その部分が量定に反映しているわけではないというのも、先ほど来、総務部長からお話しさせていただいたところでありますので、委員がおっしゃる整合性の部分ですけれども、法令違反のおそれあるというコンプライアンス委員会から指摘を受けた部分では、法令違反の部分が今回の減給条例の対象にして、顧問弁護士の見解の部分は、要は誤った条例解釈の中の一つの、条例解釈を、結局、問題点を、認識の違いを精査して、条例解釈の問題点を整理するために調査したもので、その見解として受けとめて、誤った条例解釈という部分に反映させているところでございます。

(「わかんないな、やっぱり」と呼ぶ者あり)

○安斎委員

では、「過去からの」というのは要らなくないですか。

○(総務) 職員課長

その 1 店舗の見解も、可能性が大きいという見解ではありますけれども、条例解釈を誤ってきた部分の一つにはなるというところで記載したものでございますので、そういった認識の違いの精査をする上で、引用している部分の、誤った条例解釈というところは、今回の高島の部分だけが誤っていたというところではない要素として掲げた、それを引用したものでございます。

(「そんなもの書く必要ないだろう」と呼ぶ者あり)

(「意味わからない」と呼ぶ者あり)

(「何を言ってるんだ、意味がわからない」と呼ぶ者あり)

(「そんなよこしまな気持ちでしゃべるからわけのわからない話になるのだよ」と呼ぶ者あり)

○安斎委員

では、この 1 店舗が条例に適合していたらどうなるのですか。可能性が大きいけれども、条例違反ではなかったら、この過去からの誤った条例解釈というのはどうなるのですか。今回だけの誤った条例解釈になりませんか。このような断定されていないものを根拠に、過去からの誤った条例解釈が悪いのだと言っているものでしょうか。はっきり明言できるのでしょうか。

「過去からの」を削除すればいいですよ。

○(総務) 職員課長

何度も繰り返して恐縮ですが、もし仮に、3 店舗のうちこの 1 店舗も条例に適合するということであれば、そういう見解であれば、御指摘のように過去からの誤ったという部分は、今回の高島の誤った条例解釈という表現にはなったところでございます。

(「そうしたら直さなければだめでしょう」と呼ぶ者あり)

○安斎委員

では、この港湾施設管理使用条例の行政手続は不適切だと断言されたのが、法令違反の指摘ではないので減給条例案の対象にしなかったというところと今の話は全く整合性がとれないと思いますので、適合しないと断言されているのであれば過去からの誤った条例解釈と言ってもいいかもしれませんけれども、まだ示唆されている段階です

ので、まだ私としては、この資料の「過去からの誤った」の「過去から」を削除していただきたくお願い申し上げますけれども、これについて答弁をいただいて、それでも納得いかない説明であれば、少し視点を変えて質問したいと思います。

（「資料でなくても、本会議でも言っていたよ」と呼ぶ者あり）

本会議も全てです。答弁の訂正を求めます。

（「不確定なことを前提に提案説明したらだめだよ」と呼ぶ者あり）

（「これが許されたら、だって全部可能性があるといって違反になってしまうよ」と呼ぶ者あり）

（「だから本会議で提案説明で発言してしまっているのだから。その前提条件が崩れているのだから」と呼ぶ者あり）

○（総務）総務課長

実際に私どもとして疑義が、これはどうなのかなというふうに思うところを顧問弁護士に見解を聞いたというところでございます。その結果、このような形で見解を示された、適合しない可能性があるということで示されたわけです。それで、そこで何が私たちの今までの認識と違うのかというところの判断で、ここに書いてありますけれども、主たる利用者、従たる利用者ということでありますけれども、それを今までしんしゃくしていましたけれども、そういうことではなくてあくまでも主たる利用者をきちんと、そこが重要なのですよということでわかったわけです。

それで、あくまでも私たちの調べた中で1店舗が実際にその可能性があるということでありますので、そこでは過去からの条例解釈が誤っていたのだなという私どもの受けとめですので、それで「過去からの」というふうに使ってございますから、私たちとしてはここを取るということにはならないということで考えてございます。

（「確定値でなかったらそんなことを書いてはだめだろ」と呼ぶ者あり）

（「可能性だけで全部違反となってしまうよ、そうしたら」と呼ぶ者あり）

私たちとしては、あくまでもコンプライアンス委員会から指摘があったから、このような結果になっているわけで、では何が違うのか、今までの認識と何が違うのかということが、まず精査しなければならないということです。そこで求めたのが何が違うかという調べの中で実際にそういう事例があったということでありましたから「過去からの」という文言を使っているということでございます。

（発言する者あり）

○安斎委員

コンプライアンス委員会の指摘からというのであれば、今回コンプライアンス委員会に指摘された部分だけの話をすればいいのに、あえて「過去から」と入れてしまうと、今後、過去に建ったもの全部を調査して是正しなければいけなくなるのですよ。その覚悟でいいのですか。よろしいのですか。全部やるのですか。全部、適合しない可能性が大きいというだけで是正措置させていくのですね。

○（総務）総務課長

実際の是正措置に至りましてはこれから検討しますけれども、それに当たっては調査ということも必要かというふうには考えてございます。

○安斎委員

では次に、この誤った条例解釈の中に、今回の小樽市港湾施設管理使用条例の行政手続の部分も含まれているかどうか、確認させてください。

○（総務）職員課長

誤った条例解釈のこの条例は分区条例を指しているものでありまして、港湾施設管理使用条例を指してはおりません。

○安斎委員

先ほどの経済常任委員会では、それも含まれているということで担当部署が答弁されていましたが、今の職員課長の答弁とは合わないのですけれども、本当にそのまま押し通して大丈夫ですか。

（「しかしひどいな」と呼ぶ者あり）

○（総務）職員課長

大変申しわけございません。今回の量定の部分は分区条例違反ということで減給条例の対象と言ったのですけれども、済みません、過去からの誤った条例解釈の中には、今回コンプライアンス委員会の指摘を受けた管理使用条例も合わせて入っているということでございます。大変申しわけございませんでした。

（発言する者あり）

○安斎委員

そうするとまた根底からひっくり返ってしまうのです。過去から誤った条例違反はないと私に本答弁で答えているのですよ。しかも今回、法令違反との指摘でありませんので減給条例の対象にしないと本答弁で言っているのです。全部ぐちゃぐちゃになってしまうのです、答弁。

委員長、申しわけないのですけれども、きちんと整理してもらえないでしょうか。

○委員長

今、安斎委員が述べたように整合性がとれていません。その部分、答弁者には正確な答弁を求めます。

（発言する者あり）

いかがですか。二、三分で御答弁できますか。どうですか。

説明員に申し上げます。時間が必要なら何らかの対策が必要だと思いますが。

（発言する者あり）

○総務部長

大変申しわけありませんけれども、整理のためにお時間をいただきたいと思います。

○委員長

説明員に、整理の時間が必要と認めます。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 6 時 07 分

再開 午後 7 時 19 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

○総務部長

この間、大変お時間いただきまして申しわけございません。ありがとうございました。

この間に、経済常任委員会での発言等も確認させていただきまして、今、整理しておりました。その中で、実は経済常任委員会の中では、産業港湾部長が、先ほどのうちでお配りしている資料のコンプライアンス委員会から出ている 1 ページ目の三つでございます。分区条例のほかには港湾施設管理使用条例、こちらも含めて全て三つとも入れてということで答弁をしているのですけれども、その後で、港湾室長が、これについてはそうではなくて、あくまでも分区条例だけなんですということで、港湾施設管理使用条例は違いますということで、そういう旨の答弁をしておりますので、この責任及び量定のところの「過去からの誤った条例解釈」というところにつきましては、ここには港湾施設管理使用条例は入らないということで経済常任委員会でも答弁してございますので、この総務常任委

員会での答弁も同じようにさせていただきたいと思います。

したがいまして、先ほど職員課長からは少し誤った答弁をしてしまったけれども、こちらでも訂正させていただいて、この管理使用条例は入っていないということで訂正させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○（総務）職員課長

発言を二転三転させてしまい、大変申しわけありませんでした。

○安斎委員

次に、3 の量定の部分ですけれども、職員の処分の軽重にかかわらずというふうに述べていますけれども、これは職員の処分が出たら、改めてまた減給なり処分を考えられているのか、お聞かせください。

○（総務）職員課長

職員に先行して今回の責任のとり方をお示ししたものでございますので、職員の処分が今後、検討した結果どのような形になるかまだわかりませんが、それによってまた責任のとり方をお示しすることは考えてございません。

○安斎委員

次に、私の午前の本答弁のときには、減給10%を1カ月では足りないと思うがという質問をしたところ、答弁では「その内容は、本件における責任の度合いや、本市における先例に照らし、相応のものである」と市長が答弁していましたけれども、再質問の後の総務部長の答弁では、「他都市の例ですとか、いろいろそういったものを参考にしながら判断することが必要でございますので、そういった意味で、その参考のための先例を用いたということでございます」と答弁しました。本答弁では「本市における先例」と言っているのに、総務部長は「他都市の例」を挙げられているということでございました。これにそこがあるので説明を求めるのと、その他都市の例は何をどう調べているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○総務部長

確かに「本市における先例」ということでお話ししていますので、本市の先例だけでよかったのかもしれないですけれども、今はインターネット等でも他都市の状況なども調べることがすぐできますので、そういったものも実は事務的な話ではございますけれども、参考にさせていただいたということでお答えしたものでございます。

○安斎委員

いずれにしても、組織として見解が統一されていなかったり、また、過去からの誤った条例解釈というのを入りたいばかりに、違反でもない適合しない可能性が大きいと考えられる部分をあたかも違反だと言わんばかりに、それが誤った条例解釈の発端だという、市長の政治姿勢、またはこれまでのこの間の行政の手続は大変納得できるものではないですし、理解ができるものでもございません。これについての質問は終わりますけれども。

◎市長記者会見における「言及」発言について

次に、記者会見における「言及」発言について質問します。

「言及」ということが言い及んだとか何とかという話をしていましたけれども、その市長の発言で、平成29年4月5日の記者会見で二点ほど「言及」という言葉を使っています。このときの意味合いを説明してください。

○（総務）広報広聴課長

委員の御指摘のとおり、平成29年4月5日に市長は2カ所「言及」という発言をしてございます。こちらにつきましては、いわゆる一般的な話に触れるという意味合いと、言い及ぶ、話があるところまで達するという、言及には二つの意味合いあるかと思いますけれども、これまで市長が説明したとおり、市長としましては後者の意味合い、言い及ぶ、話があるところまで達するという認識で「言及」という言葉を発言しております。

○安斎委員

それでは、言い及ぶというのはどういう意味であるのか。そして、この榎本武揚没後記念事業で榎本氏の末裔の方が「小樽港は有利な立場にあると、物流の拠点としての本市の地理的優位性について言及されています」ということですが、言い及ぶということの解釈であればどういうふうに言い及んでいたのか、説明してください。

○（総務）広報広聴課長

講演会の中での話でございますので、厳密な意味での発言にはならないかと思うのですが、単純にこういった話をする前に、北極海航路が現実のものとなれば小樽港は地理的に有利であるとかそういった説明を加えていますので、一定の意味合いでの話が及んだという意味合いで使っております。

○安斎委員

次に、今度は、議長と議会事務局職員の人事異動の関係でいろいろごたごたがありましたけれども、このときには「1 名についてだけは異動を見送ってほしいとのことであり、この 1 名の異動については言及がなく、その意を酌んで内示を行ったものであります」というのですが、これは言い及んでいないけれども触れた、話があったということなのか、それとも話もなかったということなのか、説明してください。

○（総務）広報広聴課長

話自体には確かになかったのですが、この場面といいますのは、いわゆる任命権者間の協議の場という位置づけでありましたものですから、市としましては、話が及ぶ、具体的な中身についてまで回答を期待していたというニュアンスで使っております。

○安斎委員

最後に市長に伺いますけれども、その残りの 1 名の異動については、言い及ぶものはなかったけれども、話はあったという理解で使っていたのか、それとも話はあったけれども、見送ってほしいというぐらいまで言うのが言い及ぶということであったのかどうかだけ確認させてください。

○市長

今の安斎委員の言葉どおりの答弁になるかは、私のこれからの答弁でそれに見合うかどうかは少々自信はありませんけれども、御存じのように、副市長がその場において調整いただいたことを、私は報告を受けてこのときについてのお話をしているところでございます。本来であれば、そのようなお話が出てくるであろうということを想定していながらもなかったということで、そういう意味合いにおいて使わせていただいたというところでございます。

○安斎委員

何を言っているかわかりませんし、いつもその場しのぎでこころろ答弁を変えたり、うその発言をしたり、そして自分の都合のいいように条例を解釈して、それをまた過去からおかしかったのだと言い放つ、そういった市長の姿勢に憤りを感じております。これ以上市長に質問しても全く平行線といいますか、理解もしていただけないですし、こちらのことも理解しようとしません。ですので、私の質問はこれにて終わりたいと思います。

○委員長

安斎哲也委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 7 時 28 分

再開 午後 7 時 49 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○濱本委員

議案第24号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案に、否決の立場で討論します。

議会は、昨年から再三再四にわたり高島漁港区における観光船事業者への種々の許認可行政執行が違法、不適切であると指摘を続けてきましたが、市長はその都度、積極的に、そしてかたくなとも言える態度で合法、適法と主張してきました。

ことしになってコンプライアンス委員会に1月26日付と3月27日付で、議会が指摘してきた高島漁港区における観光船の事業、係留、構築物の規制に関する通報があり、本年8月に、コンプライアンス委員会は通報事実ありとして不適切な行政手続そして条例違反との判断を下しました。

この判断を受けて市長は、議案第24号、市長の給与を10分の1、1カ月減給する条例を提案しましたが、我が会派としては漁業者への誠意を全く感じられないと言わざるを得ない対応への責任、不適切な行政手続を行ったことへの責任、そしてあってはならない条例違反を犯したことの責任、また、市民の行政に対する信頼を裏切った、失った責任、これらを踏まえるとき、提案された10分の1、1カ月は余りにも軽いと言わざるを得ません。また、市長が事の重大性を自覚した上での自戒措置とは到底理解できません。

よって、我が会派は、この議案を否決するとともに、市長は誰もが納得する、辞職を含めた自戒措置を改めて示すことを求めて、否決の討論といたします。

○佐々木委員

議案第24号について、否決の立場で討論をいたします。

討論で説明しないと、市長が何も責任をとらないでいいのだと解釈されては困りますので。

当委員会では、この議案には、さまざまな納得できない内容の答弁がありました。それらより、以下のように判断をいたしました。

曖昧な文章表現によって職員までもが解釈を誤る、捉え方によっては自分だけが悪いのではないと責任転嫁を行っていること。量定について明らかにその責任に見合わぬ軽いものであること。何よりも市長がこの問題の重さを認識していないことがこの量定で示されていること。副市長もみずからの意思を示さず追従するつもりであること。

よって、本条例については否決をし、市長の判断はみずから律することにはならない、間違っているという意味を示します。

○齊藤委員

公明党を代表し、議案第24号特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案について、否決を求めて討論を行います。

市長は、コンプライアンス委員会の指摘にもかかわらず、みずからの非を素直に認めることなく、過去の条例解釈が悪い、原部が言ってきたことを追認しただけだなどと言いつきに終始し、真摯に市民に謝罪する姿勢も見られません。本件における市長の責任は、単に管理監督責任にとどまるものではなく、誤った条例解釈を是正せず、たび重なる議会からの違法性の指摘に耳を傾けることもなく、適正な行政手続と強弁し続けてきました。議会の指摘を正面から受けとめる姿勢があれば、ここまで事態を混乱させ、市政の信頼を失うこともなかったと考えます。

これらに対する市長の責任は極めて重く、平成29年11月分の給料月額を10分の1減額する量定は余りにも軽く、妥当ではないと考えます。改めて責任の重さに相応するより重い量定が行われるべきと考えます。

以上の理由により、議案第24号は否決の態度を表明し、全ての委員の賛同を呼びかけて討論といたします。

○酒井（隆裕）委員

日本共産党を代表いたしまして、当委員会に付託されました議案第21号、議案第22号について賛成の立場で、議案第24号について反対の立場で討論を行います。

議案第21号非核港湾条例案についてです。

小樽市議会は、小樽市非核港湾条例を可決するべきです。

議案第24号特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案についてです。

日本共産党は、市長が今定例会中にみずから処分するべきと主張いたしておりました。しかし、提出された条例案では、市長としての責任をとるとしたものの、管理監督責任のほか、誤った条例解釈を追認した責任をとるというものであり、市長自身が職員に特別な指示を出して高島袖護岸での開発許可を認めさせたことへの疑いは払拭されていません。それどころか、職員が誤ったというような責任のなすりつけや、他の施設でも適合していない可能性は大きいというような言いわけに終始しています。処分の根拠も、こうした管理監督責任に対する先例に基づいたものです。したがって、本条例案は全く不十分であり、提出し直すことを求め、否決いたします。

以上を申し上げ、討論いたします。

○安斎委員

議案第24号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案について、否決の立場で討論をします。

コンプライアンス委員会の指摘がある、Uフックを取りつけ撤去させることなく船の係留をさせて、係船環の取り付け許可をしたことが不適切と断定されているのに減給の対象にしていないこと、漁港港内の違法建築が適合しない可能性が大きいと示唆されていることをあたかも違反であると断定されていることは、まずもって整合性がとれません。また、事業者オーナーがほかにも違反建築があると現地調査をした我々に怒鳴りつけた論調を正当化させるために、あえて過去からの誤った条例解釈と誇張していることは、公正・公平な行政運営ではありません。

いずれにしても、この間の市の統一されていない見解により答弁の整合性がとれず、解釈違いや空転を招いたことは、公平・公正な行政運営がゆがめられている、まさに森井市政のゆがめられた行政であると断じて言えます。全く責任を感じさせない減給額であります。

本日の本会議で主張しましたが、この後援会関係者によるコンプライアンス違反だけでなく、ふれあいパス2,700万円、参与への支出300万円、合わせて3,000万円の返金を求めたいところであります。市長の理解できない10分の1の減額は、市民を納得させるものではありません。また、漁業者の声に耳をかさず、無視した条例案の提案であります。よって、市長においては、誰もが納得できる減給額を盛り込んだ条例案を再度提出することを求め、否決の討論を終わります。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第24号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます

(起立なし)

○委員長

起立なし。

よって、議案は否決と決しました。

次に、議案第22号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。